

かわじま自立・共生プラン 2021

(川島町障がい者計画・第6期川島町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)
(案)

令和3年2月

川 島 町

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画策定の目的	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
第2章 川島町の障がい者の現状	4
1 人口の推移	4
2 手帳所持者の推移	4
3 アンケート調査結果	7
4 アンケート調査結果からの課題	27
第2部 障がい者計画	32
第1章 計画が目指すもの	32
1 望ましい社会像	32
2 基本目標	33
3 施策の体系	34
第2章 施策の展開	35
1 「助け合いを推進する」まちづくり	35
2 「保健・医療を推進する」まちづくり	41
3 「健やかに育ち学べる」まちづくり	44
4 「社会参加・自立支援を推進する」まちづくり	46
5 「安全で安心して暮らせる」まちづくり	48
6 「差別等のない」まちづくり	51
第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	55
第1章 計画の概要	55
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定	55
2 成果目標	57
第2章 指定障がい福祉サービス、指定通所支援等の見込量	61
1 訪問系サービス	62
2 日中活動系サービス	63

3	居住・施設系サービス	68
4	相談支援	70
5	障がい児支援	72
6	発達障がい者等に対する支援	76
7	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
8	相談支援体制の充実・強化のための取組	77
9	障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	77
第3章 地域生活支援事業の見込量		78
1	理解の促進・啓発事業	79
2	自発的活動支援事業	79
3	相談支援事業	79
4	成年後見制度利用支援事業	80
5	成年後見制度法人後見支援事業	80
6	意思疎通支援事業	81
7	日常生活用具給付等事業	81
8	手話奉仕員養成研修事業	82
9	移動支援事業	82
10	地域活動支援センター事業	83
11	その他の事業	83
第4部 計画の推進		87
第1章 各主体の役割		87
第2章 計画の周知		88
第3章 計画の推進		88
第4章 目標達成状況の評価		89

第 1 部

序 論

第1部 序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本町の障がい者福祉施策は、平成30年3月に策定された「かわじま自立・共生プラン2018」において、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」の基本理念のもと、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成30年度から令和5年度を計画期間とする第4次障がい者基本計画を策定しました。この第4次障がい者基本計画では、①社会のバリア（社会的障壁）除去をより弾力に推進、②障がい者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保、③障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進などの基本的な方向が定められています。

「川島町障がい者計画」は、本町の障がい者のニーズや課題をまとめるとともに、取り組むべき施策の方向性について定めており、障がい者施策全般にわたる基本計画としての性格を有しています。

「第6期川島町障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が、具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標やサービスの見込み量などを定めており、実施計画としての性格を有しています。

「第2期障がい児福祉計画」は、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本町では、この3計画が調和のとれた一体的な計画となるよう「かわじま自立・共生プラン2021」として策定を進めます。

■基本理念

ノーマライゼーション・リハビリテーション

2 計画策定の目的

本町の障がい者福祉施策の基本理念であるノーマライゼーション・リハビリテーションに基づく施策を実施するため「かわじま自立・共生プラン 2021」を策定します。

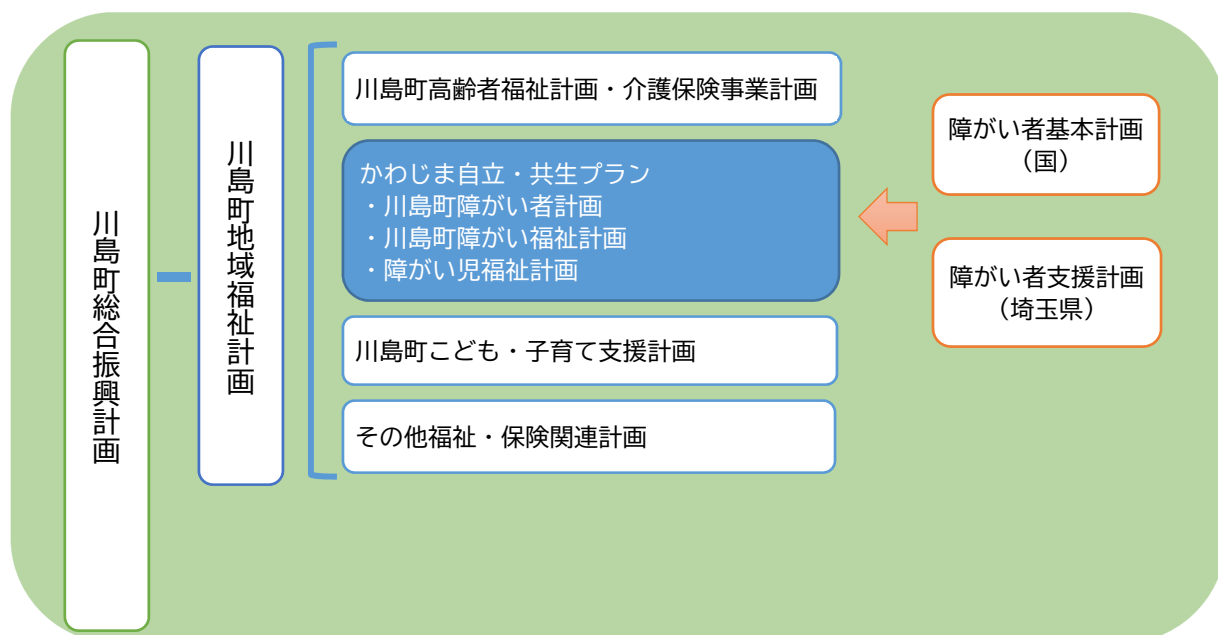
ノーマライゼーション：障がいのある方もない方も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと
リハビリテーション：生活のあらゆる場面において、人間的な生活を送り、障がい者の自立と参加及び最適な生活水準の達成を目指すこと

3 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第11条の規定に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」があります。これらに加え、平成28年に児童福祉法が一部改正され、市町村は厚生労働大臣の定める「基本方針」に即して「市町村障害児福祉計画」を新たに定めるものとされました。

「かわじま自立・共生プラン 2021」における「障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障がい者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と位置づけ、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画」となります。

また、「川島町総合振興計画」や「地域福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画）」等と整合を図るとともに、障がい者基本法の理念や国の障がい者基本計画、埼玉県障がい者支援計画などの上位計画を踏まえて策定します。



4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3年間とします。

■計画期間及び関連計画の計画期間

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
かわじま自立・共生プラン 2021 (障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)			

5 計画の対象

本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障がい者」及び「障がい児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（高次脳機能障がい及び発達障がいを含む）に加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）などの障がいのある方です。

また、そのほかの障がいのない町民、ボランティア団体、事業所、企業等についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、本計画の対象に含まれると考えます。



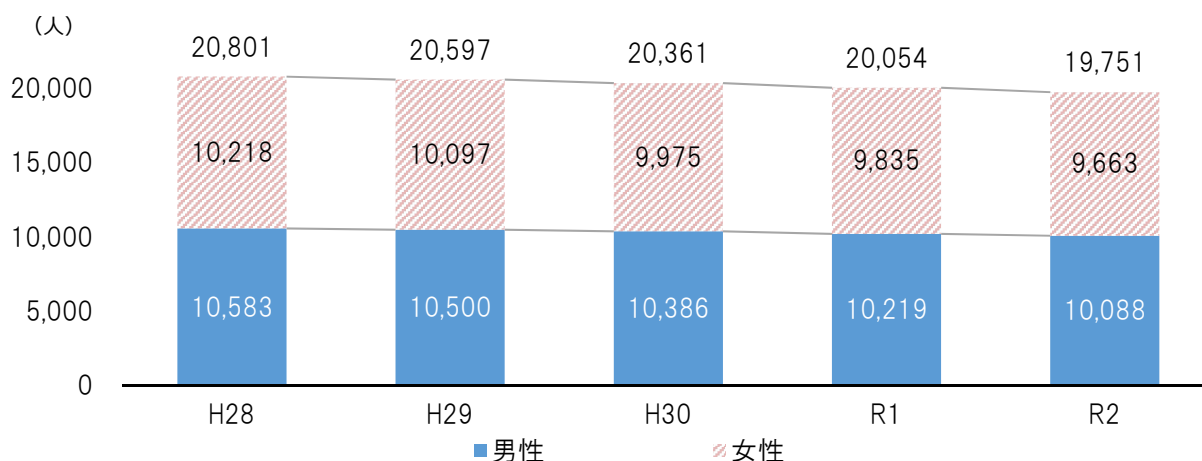
第2章 川島町の障がい者の現状

1 人口の推移

(1) 川島町の人口の推移

総人口は、減少が続いています。

令和2年と平成28年を比較すると、男性は495人の減少、女性は555人の減少、総人口では1,050人の減少となっています。



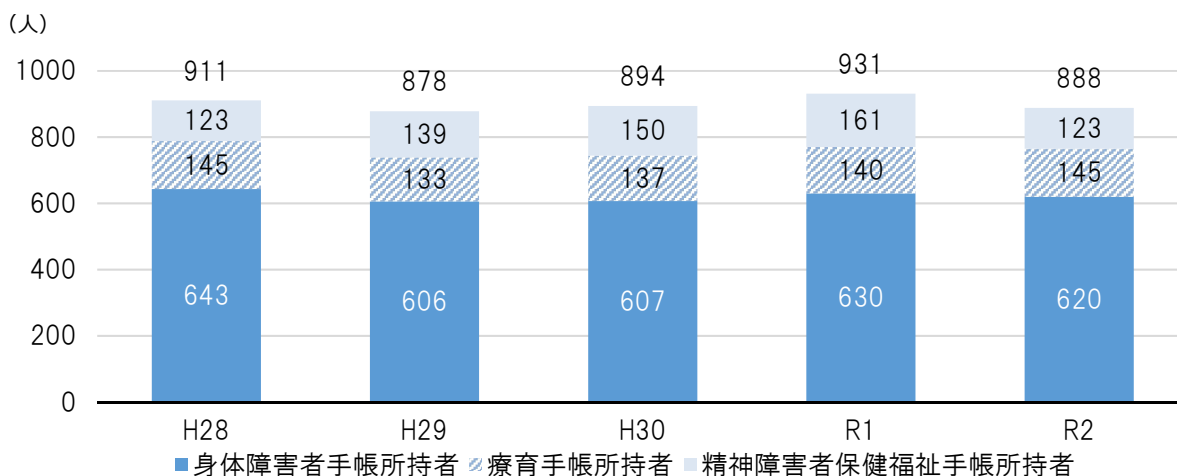
資料：町民生活課（各年10月1日現在）

2 手帳所持者の推移

(1) 3障がいの手帳所持者数の推移

3障がいの手帳所持者数の総数では、令和元年度まで増加傾向で推移しています。

障がい者手帳種別でみると、療育手帳所持者数は微増で推移、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和元年度にそれぞれ23人、11人の増加となっています。



資料：健康福祉課（各年3月末日現在、令和2年度は9月末日時点）

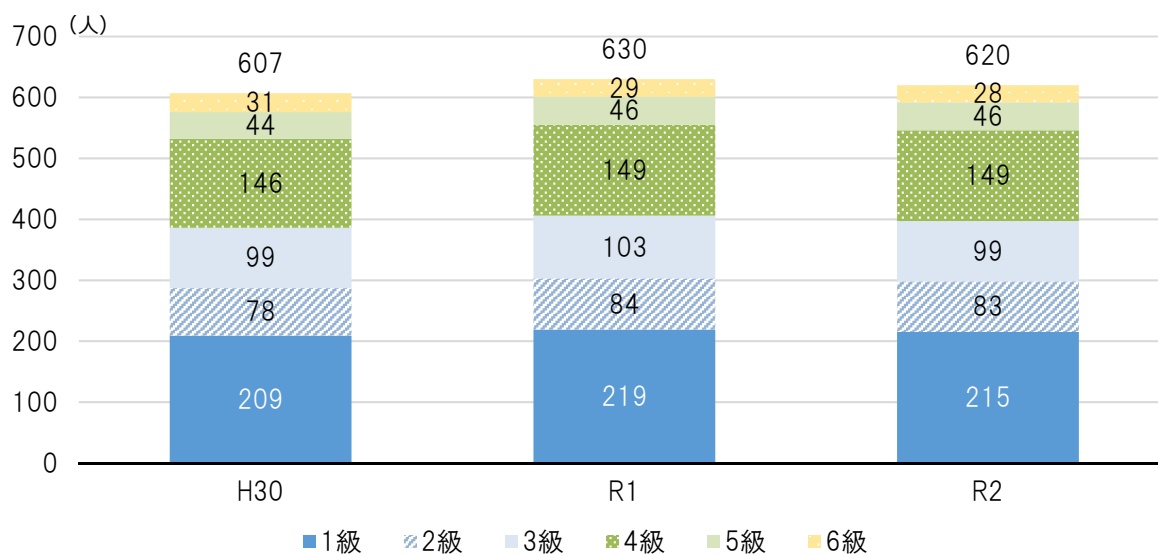
■人口に対する手帳所持者の割合

年度	平成 30 年度	割合	令和元年度	割合	令和 2 年度	割合
人 口	20,361 人		20,054 人		19,751 人	
身体障害者手帳	607 人	3.0%	630	3.1%	620	3.1%
療育手帳	137 人	0.7%	140	0.7%	145	0.7%
精神障害者保健福祉手帳	150 人	0.7%	161	0.8%	123	0.6%
合計	894 人	4.4%	931 人	4.6%	888 人	4.5%

資料：健康福祉課（各年 3 月末日現在、令和 2 年度は 9 月末時点）

（2）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、平成 30 年度から令和元年度にかけて、1 級から 5 級は増加し、6 級は減少しています。増加数では、1 級で 10 人、2 級で 6 人と多くなっています。

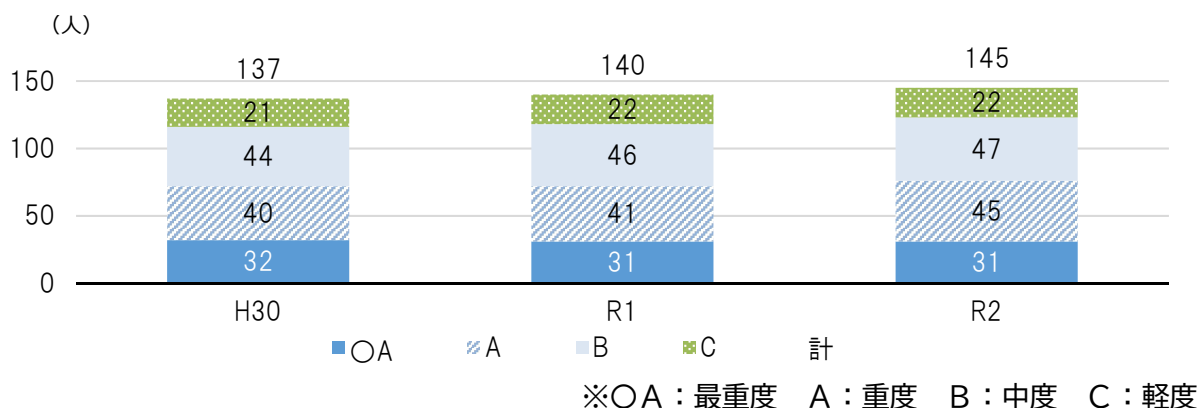


※1～2 級：重度 3～4 級：中度 5～6 級：軽度

資料：健康福祉課（各年 3 月末日現在、令和 2 年度は 9 月末時点）

(3) 療育手帳所持者数の推移

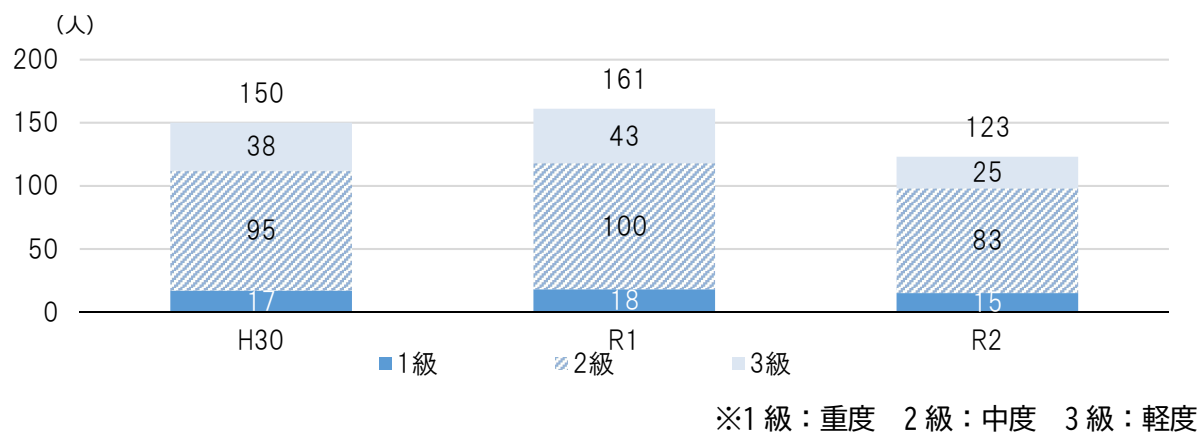
療育手帳所持者数の内訳をみると、微増傾向で推移しています。



資料：健康福祉課（各年3月末日現在、令和2年度は9月末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

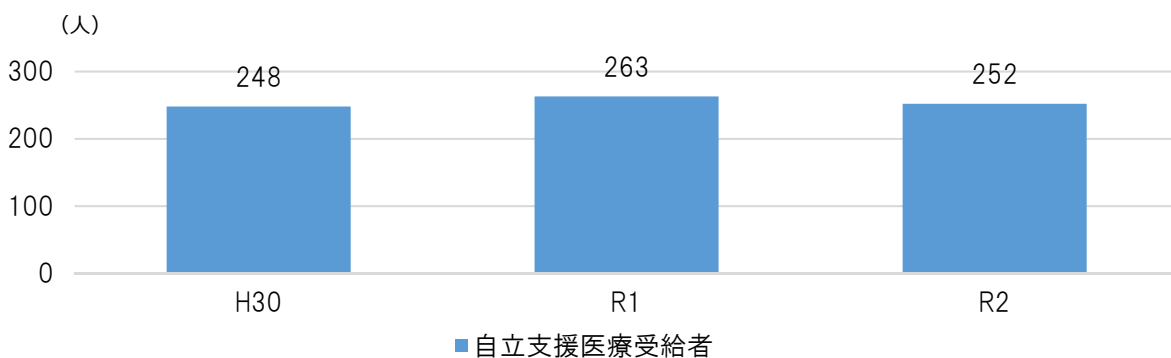
精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳をみると、平成30年度から令和元年度にかけて1級で1人、2級、3級で5人ずつ増加しています。



資料：健康福祉課（各年3月末日現在、令和2年度は9月末時点）

(5) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数は平成30年度から令和元年度にかけて、15人の増加となっています。



資料：健康福祉課（各年3月末日現在、令和2年度は9月末時点）

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

計画の策定に際し、本町では、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果を計画内容に反映します。

【調査の概要】

■調査の実施期間：令和2年10月12日～令和2年10月30日

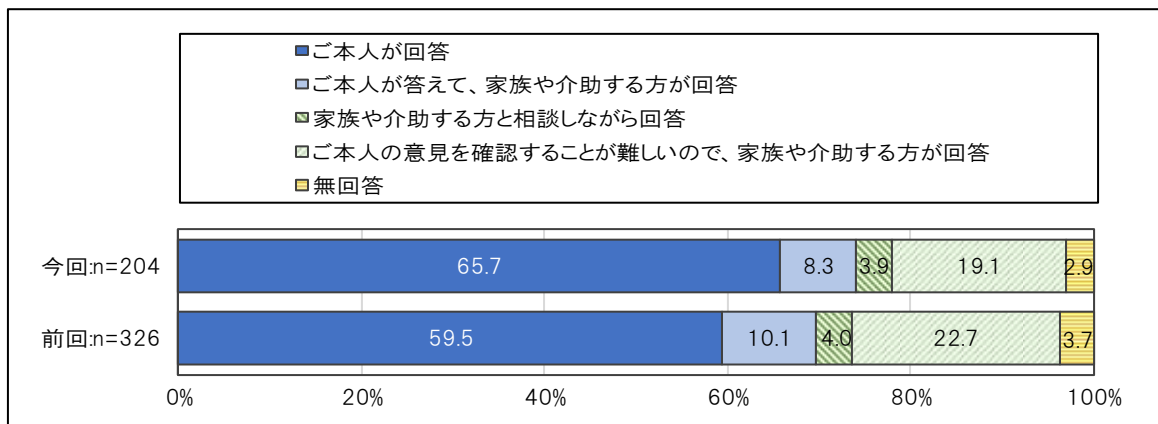
■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査票の種類

調査種別	調査対象者	配布数	回収数	回収率
障がい者福祉調査	障がい者（18歳以上）	325件	156件	48.0%
	障がい児（18歳未満）	75件	48件	64.0%
障がい福祉意識調査	一般市民	700件	317件	45.3%

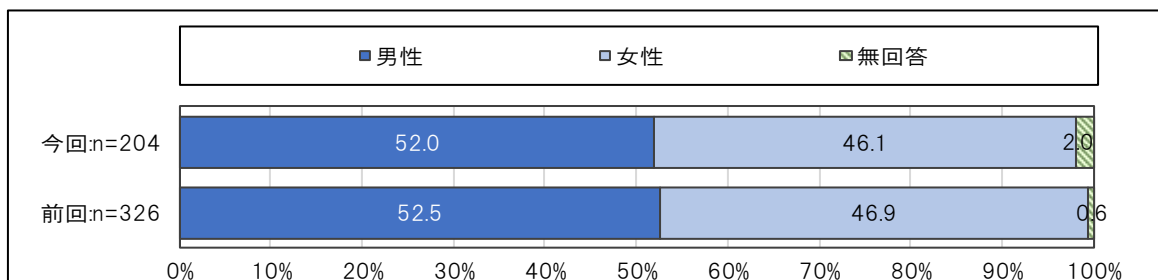
(2) 障がい者福祉調査の結果

問 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。（1つに○）



調査票の記入者は、「ご本人が回答」が（65.7%）で大半を占めているほか、「ご本人の意見を確認することが難しいので、家族や介助する方が回答」は（19.1%）となっています。

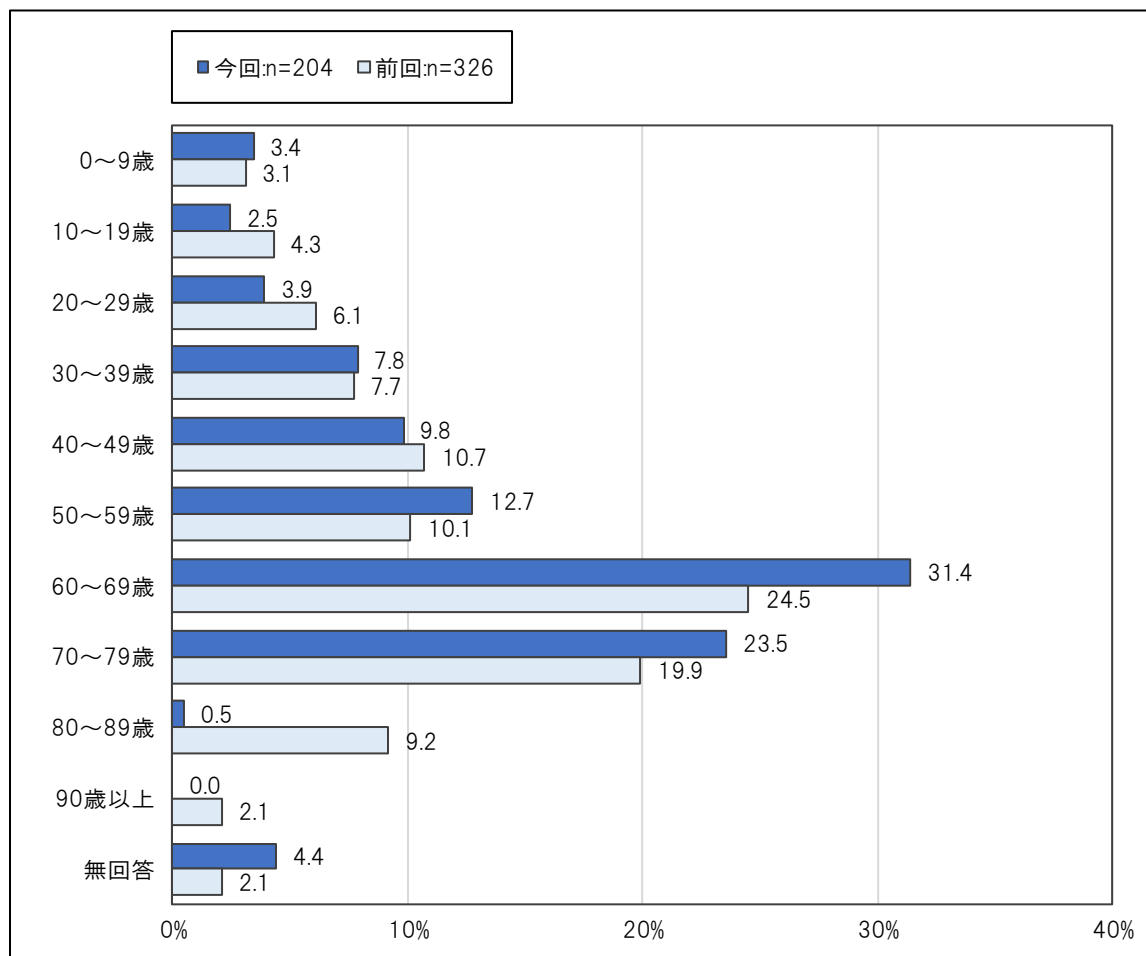
問 あなたの性別は、どちらですか。（1つに○）



性別の構成は、「男性」が（52.0%）、「女性」が（46.1%）となっています。

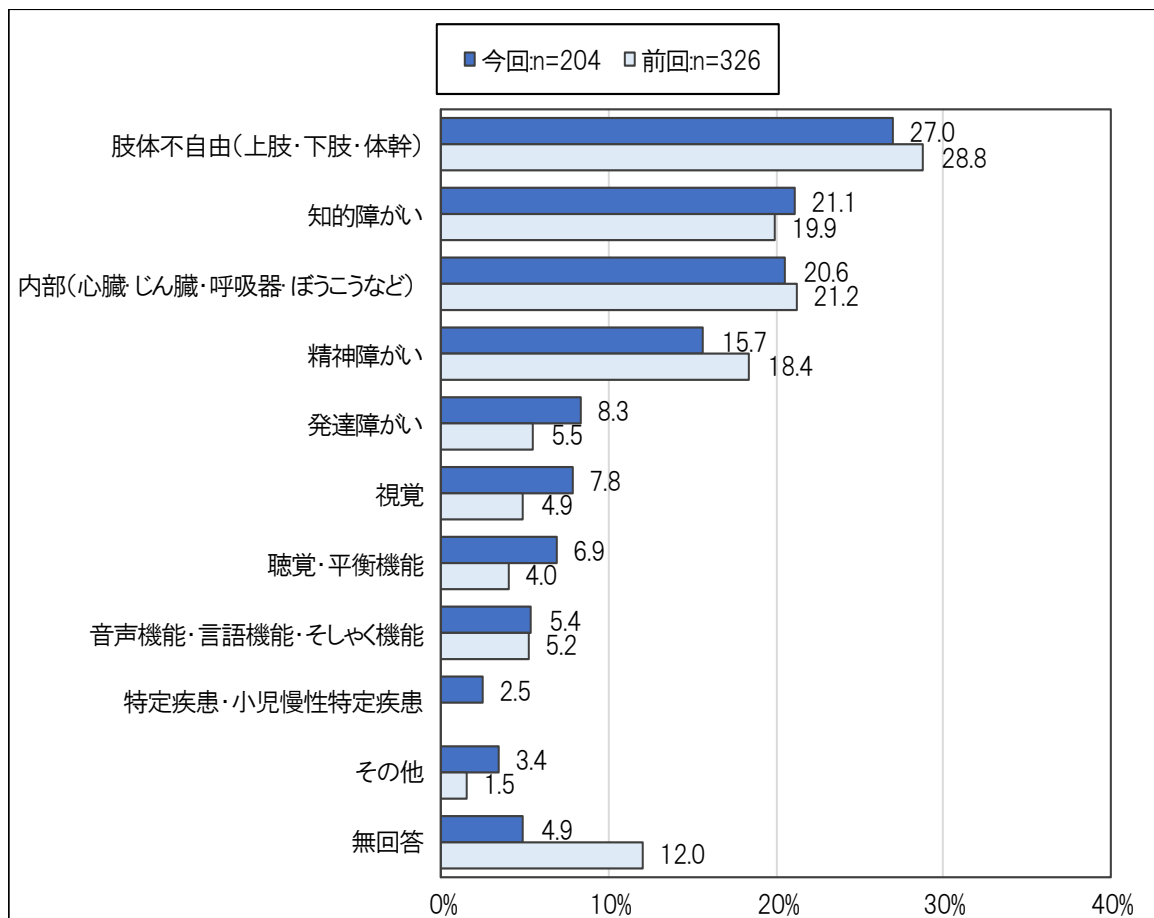
第1部 序論
第2章 川島町の障がい者の現状

問 令和2年9月1日現在の年齢をお答えください。



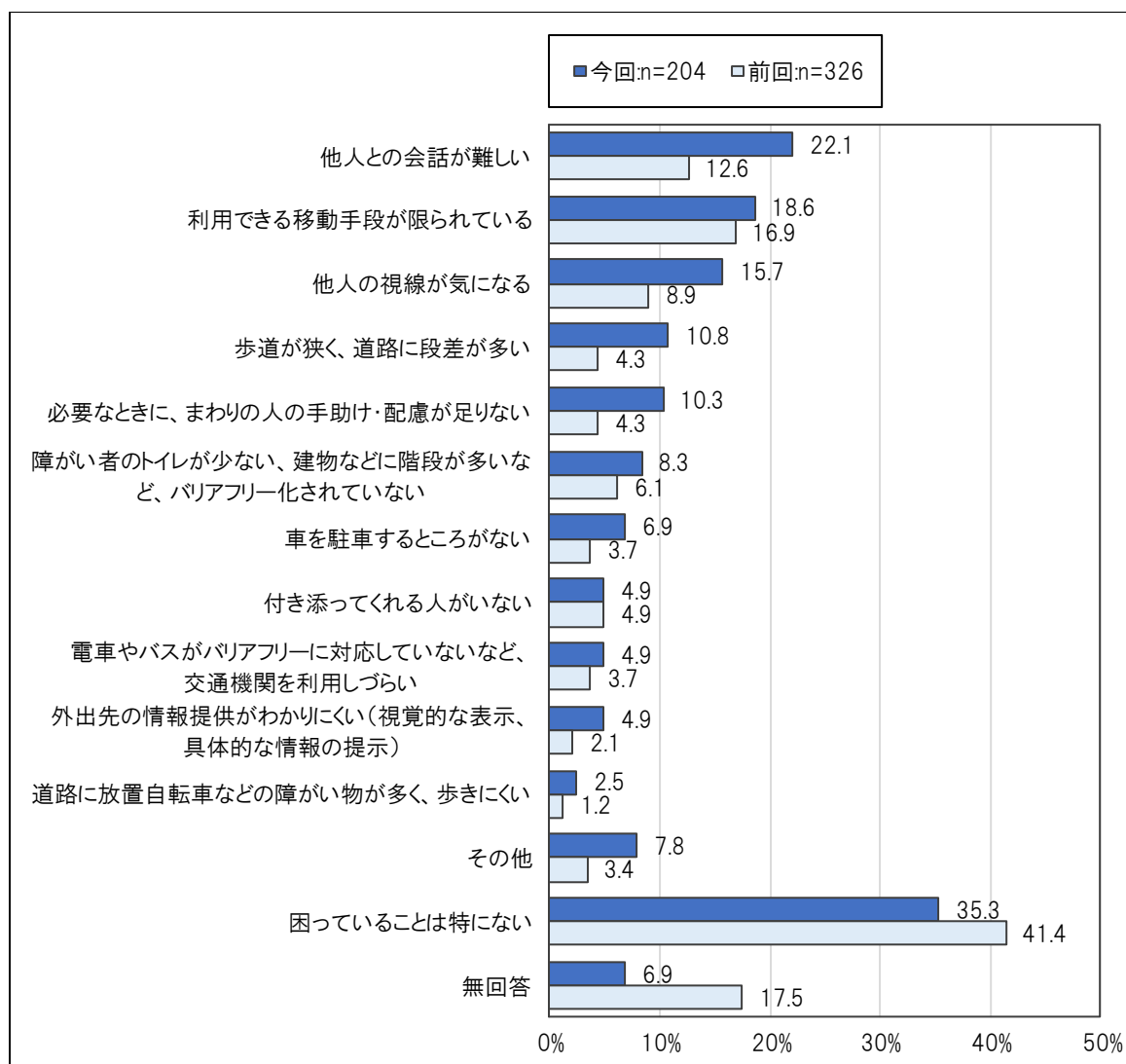
年齢構成は、「60～69歳」が（31.4％）で最も多く、次いで「70～79歳」が（23.5％）、「50～59歳」が（12.7％）、「40～49歳」が（9.8％）、「30～39歳」が（7.8％）などと続いています。

問 どのような障がいがありますか。（あてはまるものすべてに○）



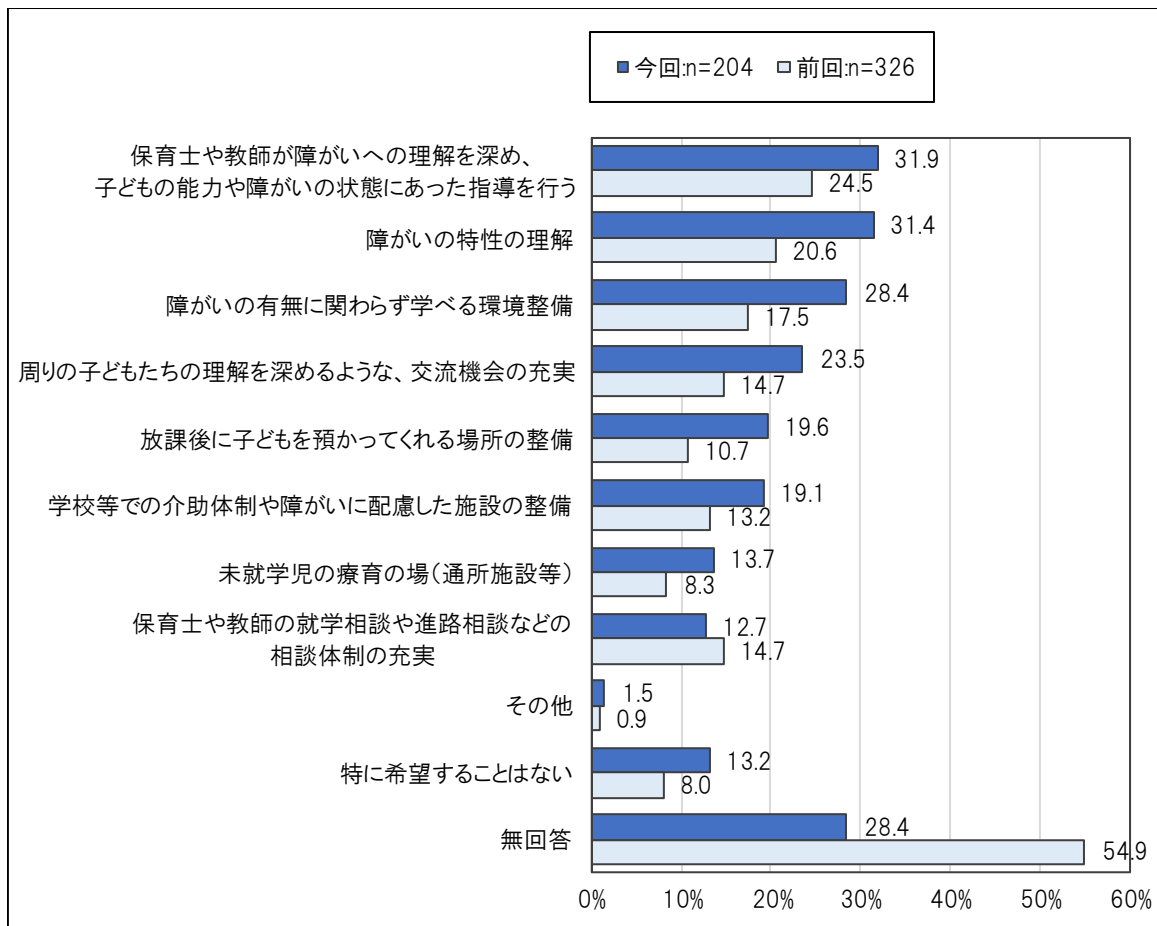
障がいの種類については、「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が（27.0％）で最も多く、次いで、「知的障がい」が（21.1％）、「内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうなど）」が（20.6％）、「精神障がい」が（15.7％）、「発達障がい」が（8.3％）、「視覚」が（7.8％）となっています。

問 外出の際に困っていることがありますか。（〇は3つまで）



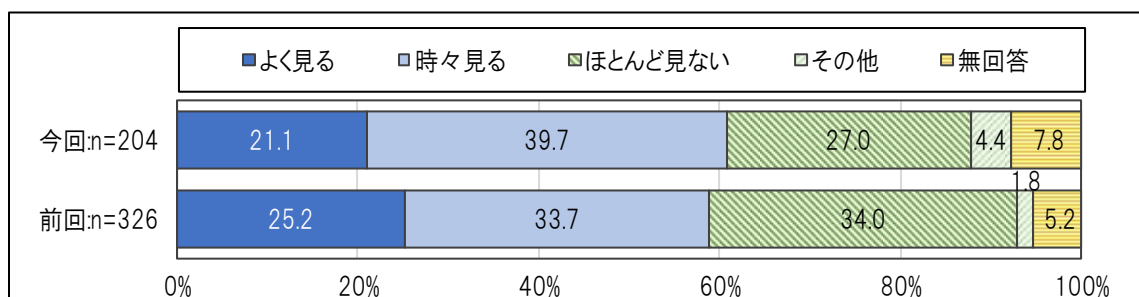
外出の際に困っていることを尋ねたところ、「他人との会話が難しい」が（22.1％）で最も多く、次いで「利用できる移動手段が限られている」（18.6％）、「他人の視線が気になる」（15.7％）、「歩道が狭く、道路に段差が多い」（10.8％）、「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない」（10.3％）、「障がい者のトイレが少ない、建物などに階段が多いなど、バリアフリー化されていない」（8.3％）、「車を駐車するところがない」（6.9％）などの順となっています。

問 幼児期、学齢期の生活について、どのようなことが必要と思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



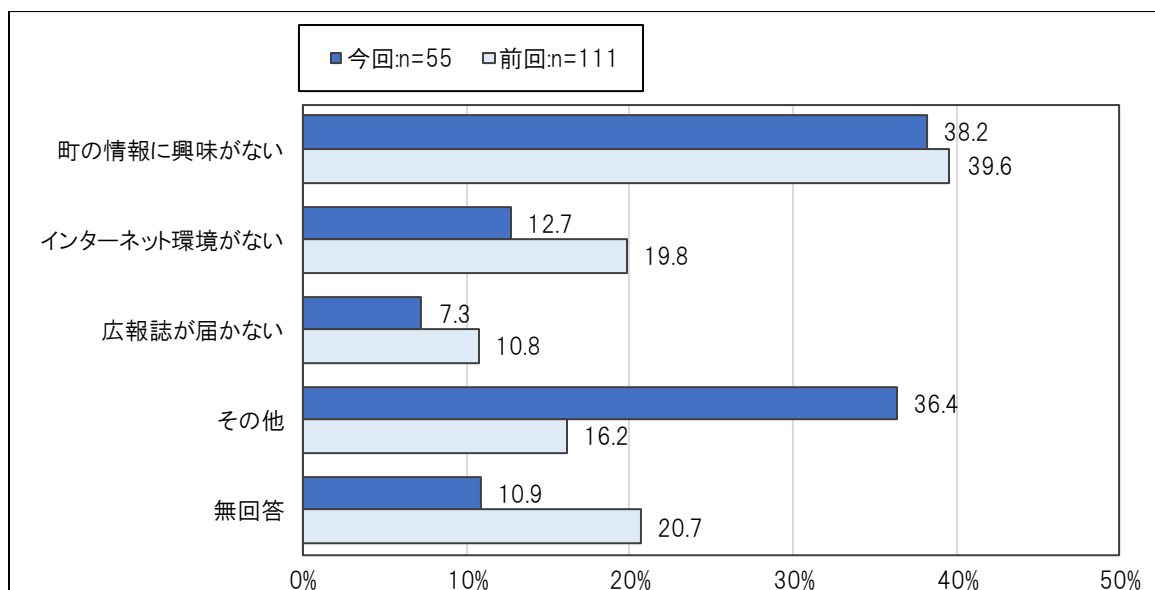
幼児期、学齢期の生活に必要なことを尋ねたところ、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導を行う」が(31.9%)で最も多く、次いで「障がいの特性の理解」(31.4%)、「障がいの有無に関わらず学べる環境整備」(28.4%)、「周りの子どもたちの理解を深めるような、交流機会の充実」(23.5%)、などの順となっています。

問 あなたは、町の情報を掲載した広報紙やホームページを見ますか。(1つに○)



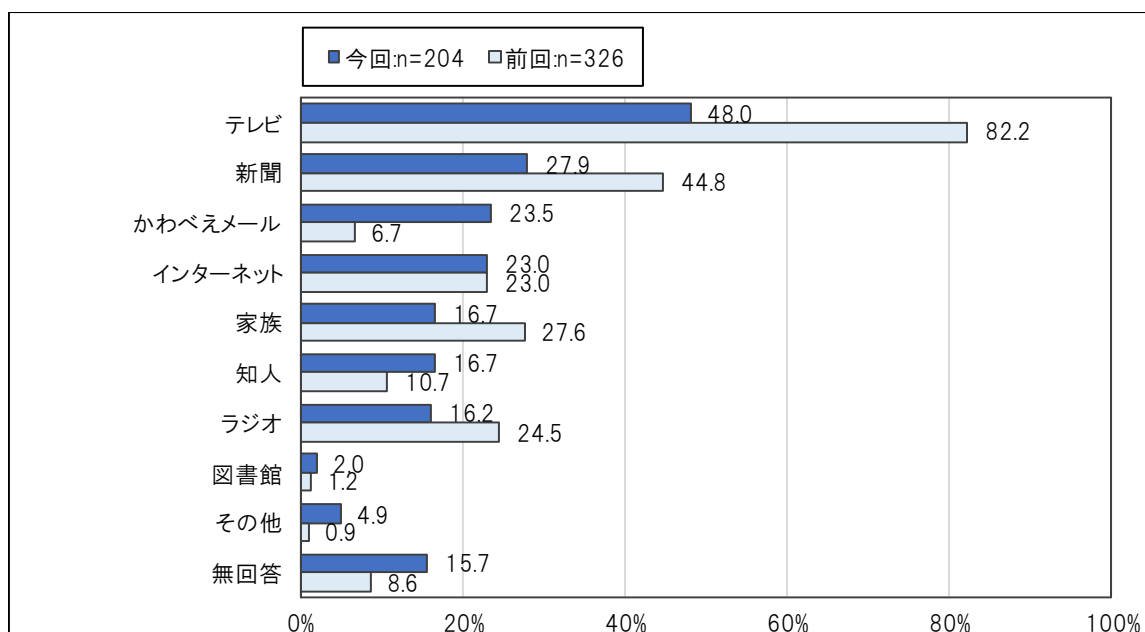
町の情報を掲載した広報紙やホームページを見るか尋ねたところ、「時々見る」が(39.7%)で最も多く、次いで「ほとんど見ない」(27.0%)、「よく見る」(21.1%)などの順となっています。

問 町の情報を掲載した広報紙やホームページをほとんど見ないと回答した方にうかがいます。見ない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）



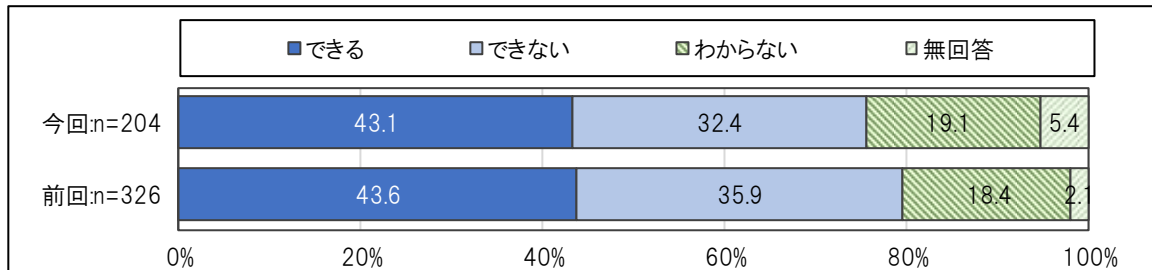
町の広報紙やホームページを見ない理由を尋ねたところ、「町の情報に興味がない」が（38.2%）で最も多く、次いで「その他」（36.4%）、「インターネット環境がない」（12.7%）などの順となっています。「その他」の回答としては『パソコンが使えない』『字が読めない』『見てもよく分からない』などが挙げられています。

問 あなたは時事ニュースや知りたい情報をどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）



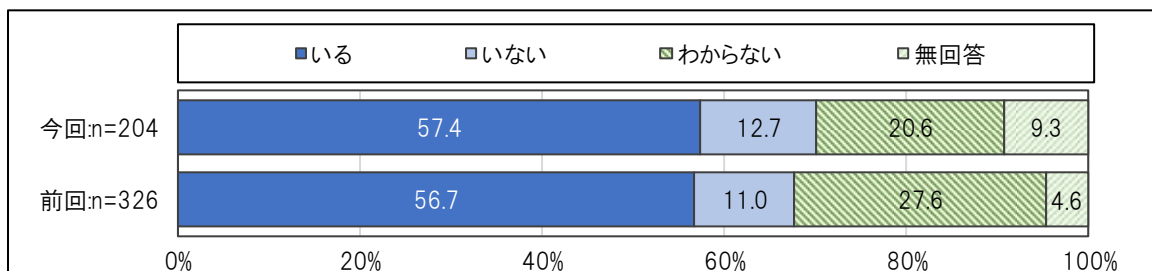
時事ニュースや知りたい情報をどこから入手しているかを尋ねたところ、「テレビ」が（48.0%）で最も多く、次いで「新聞」（27.9%）、「かわべえメール」（23.5%）、「インターネット」（23.0%）、「家族」（16.7%）などの順となっています。

問 あなたは、災害時に1人で避難できますか。（1つに○）



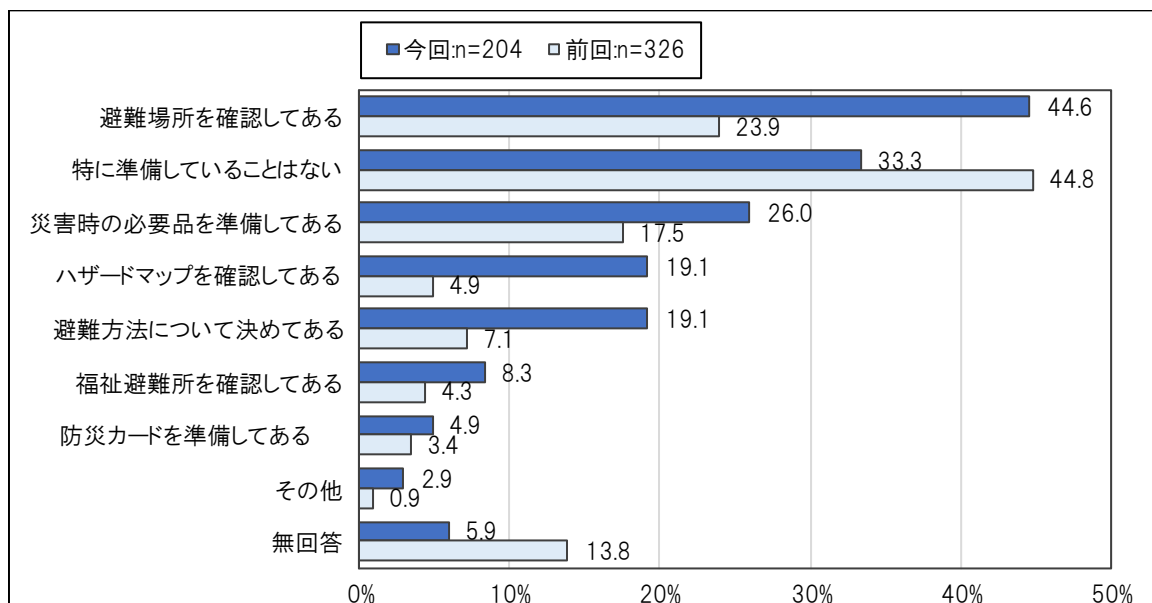
災害時に1人で避難できるか尋ねたところ、「できる」が(43.1%)、「できない」が(32.4%)、となっています。

問 災害時に助けてくれる人はいますか。（1つに○）



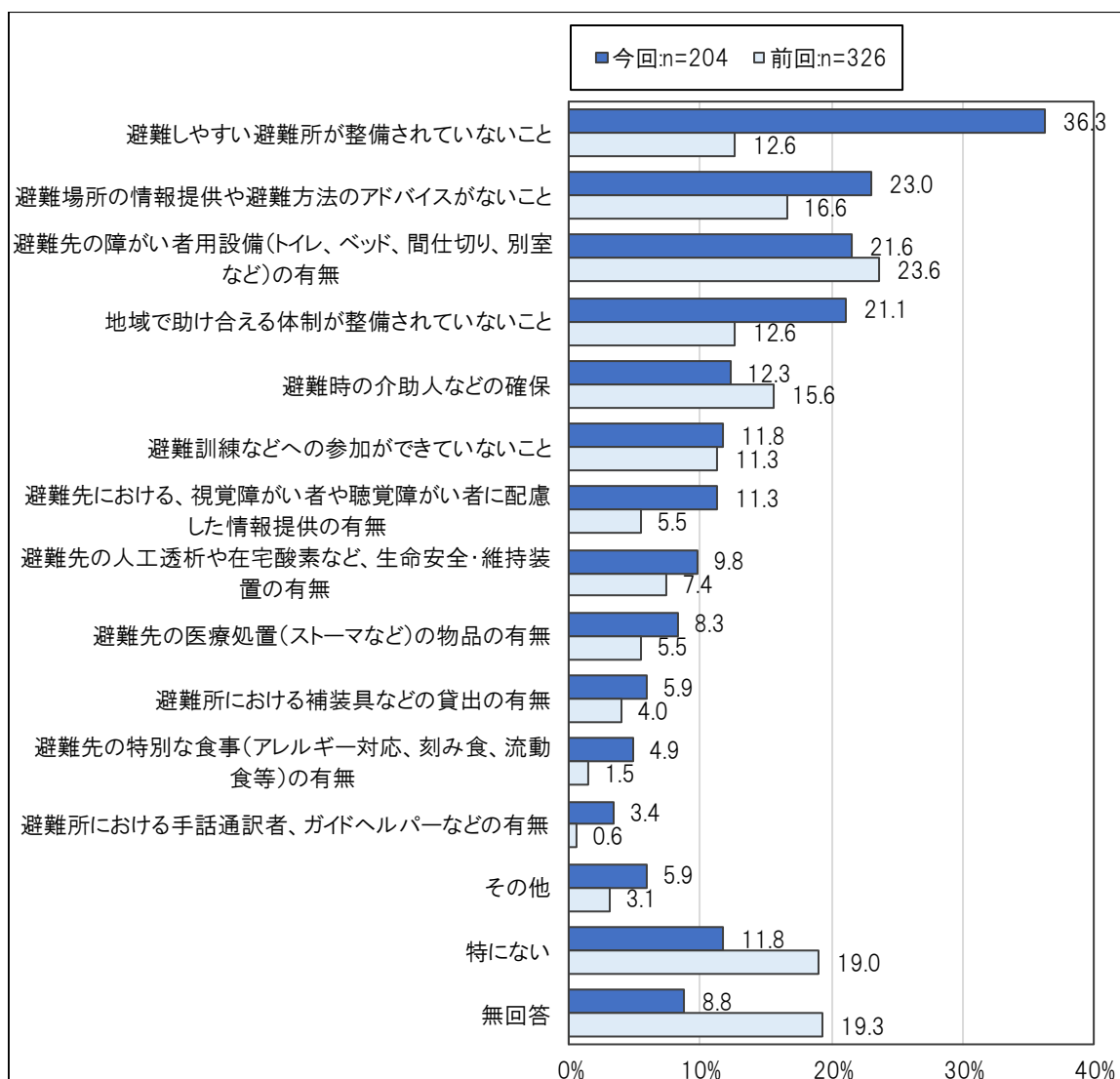
災害時に助けてくれる人はいるかについて尋ねたところ、「いる」が(57.4%)、「わからない」が(20.6%)となっています。

問 災害時のために、どんな備えをしていますか。（あてはまるものすべてに○）



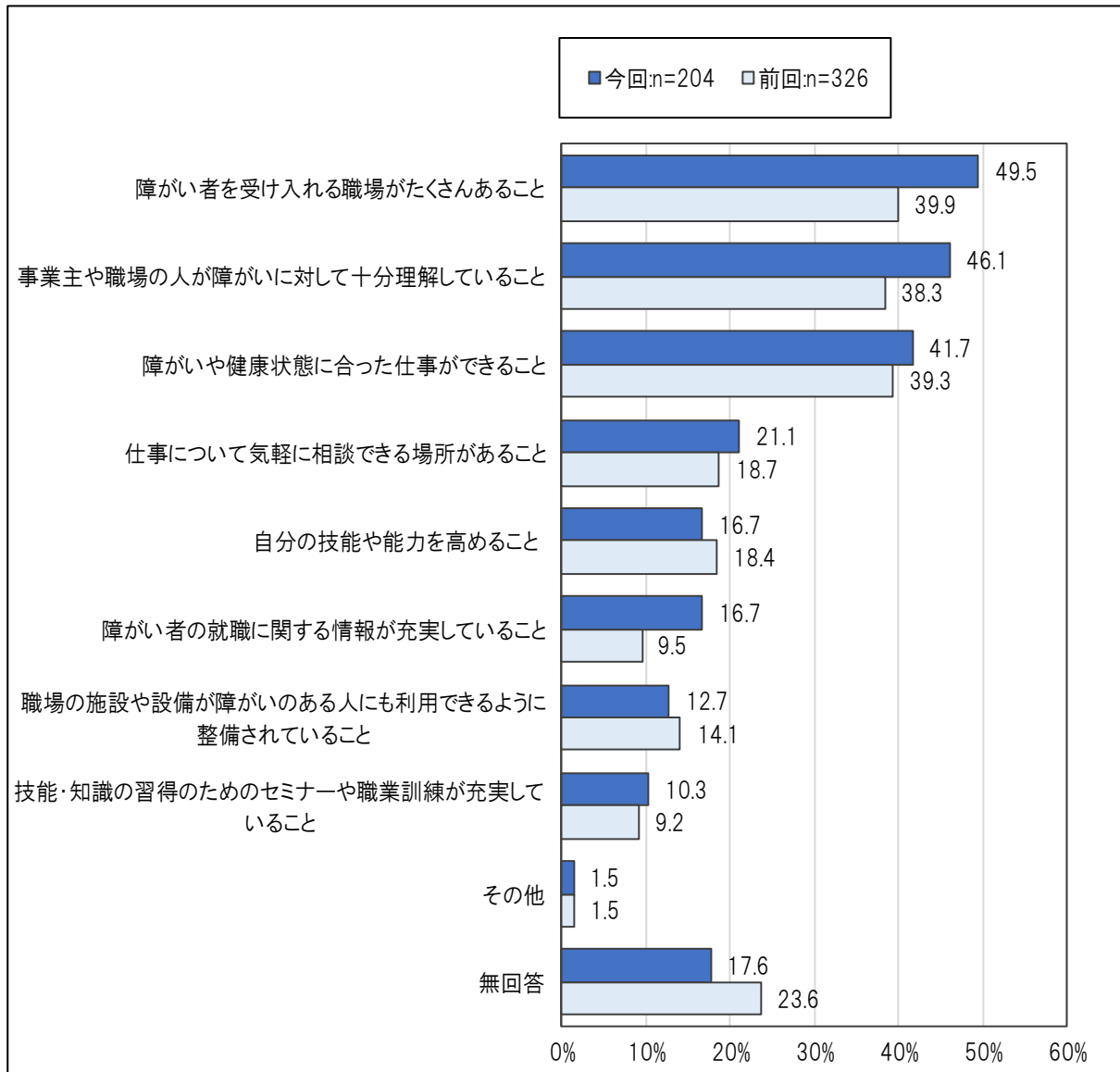
災害時のために、どんな備えをしているか尋ねたところ、「避難場所を確認してある」が(44.6%)で最も多く、次いで「特に準備していることはない」(33.3%)、「災害時の必要品を準備してある」(26.0%)、「ハザードマップを確認してある」「避難方法について決めてある」(ともに19.1%)などの順となっています。

問 災害に備え、どのようなことを心配していますか。（〇は3つまで）



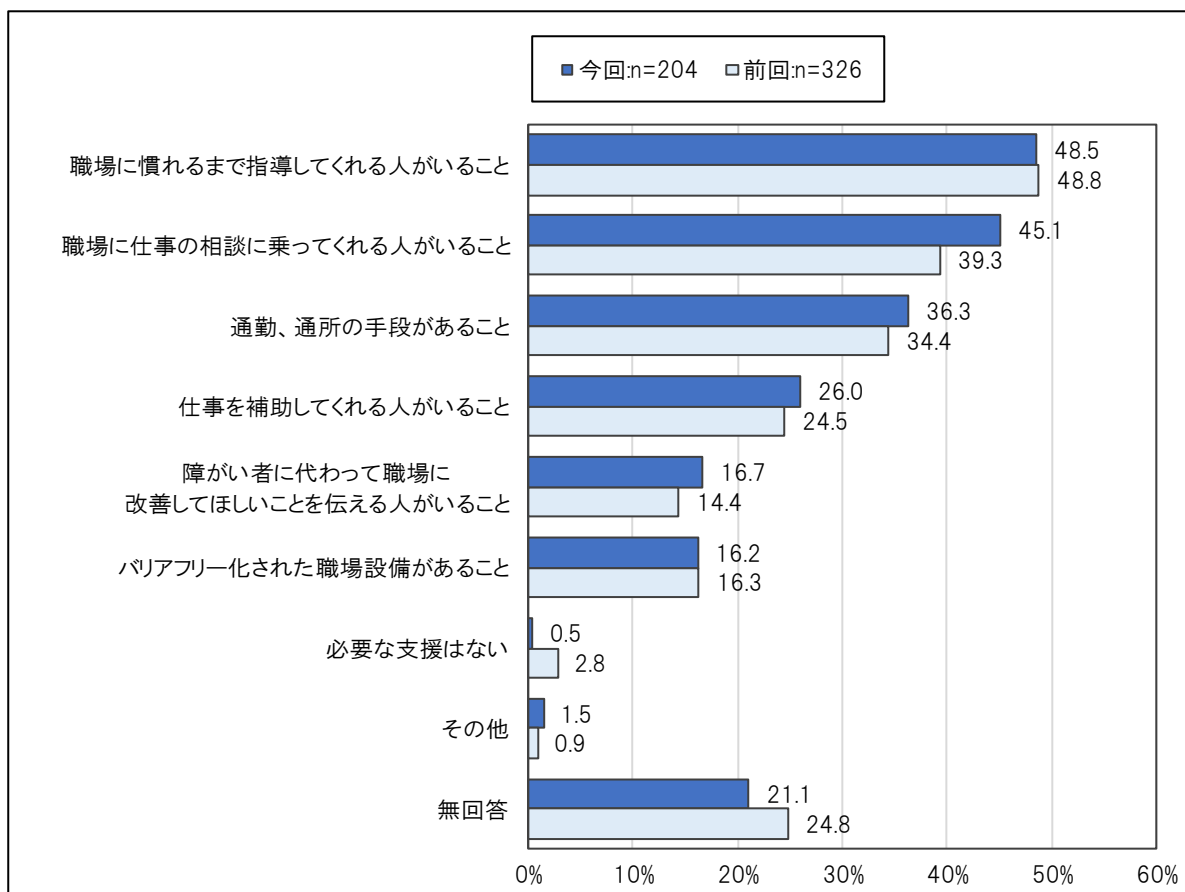
災害時の備えに対してどのようなことが心配か尋ねたところ、「避難しやすい避難所が整備されていないこと」が(36.3%)で最も多く、次いで「避難場所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと」(23.0%)、「避難先の障がい者用設備(トイレ、ベッド、間仕切り、別室など)の有無」(21.6%)、「地域で助け合える体制が整備されていないこと」(21.1%)、「避難時の介助人などの確保」(12.3%)などの順となっています。

問 障がい者が仕事に就くためにはどんなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)



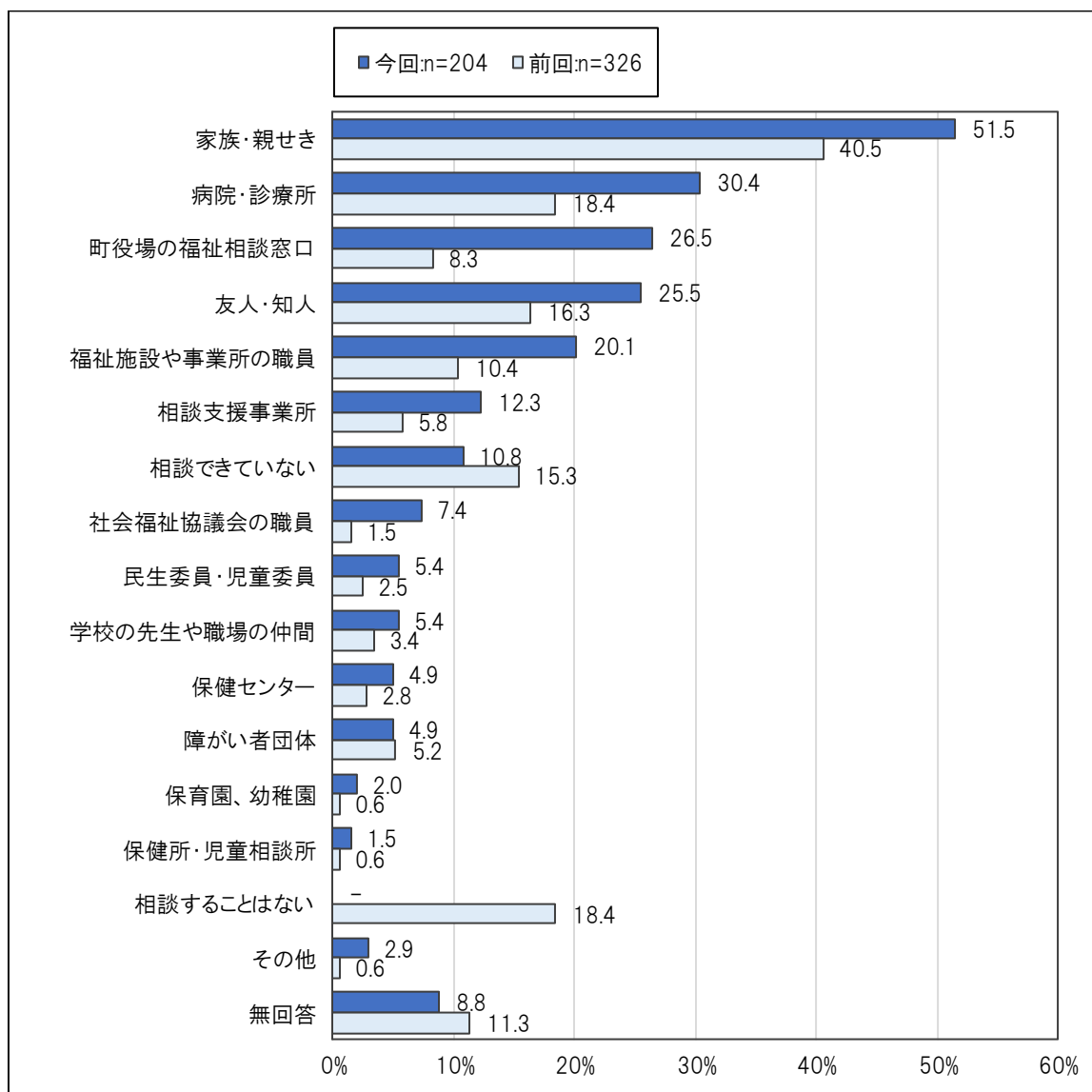
障がい者が仕事に就くためにどんなことが大切か尋ねたところ、「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」が(49.5%)で最も多く、次いで「事業主や職場の人が障がいに対して十分理解していること」(46.1%)、「障がいや健康状態に合った仕事ができること」(41.7%)、などの順となっています。

問 障がい者が働き続けるためにはどんな支援が必要だと思いますか。（〇は3つまで）



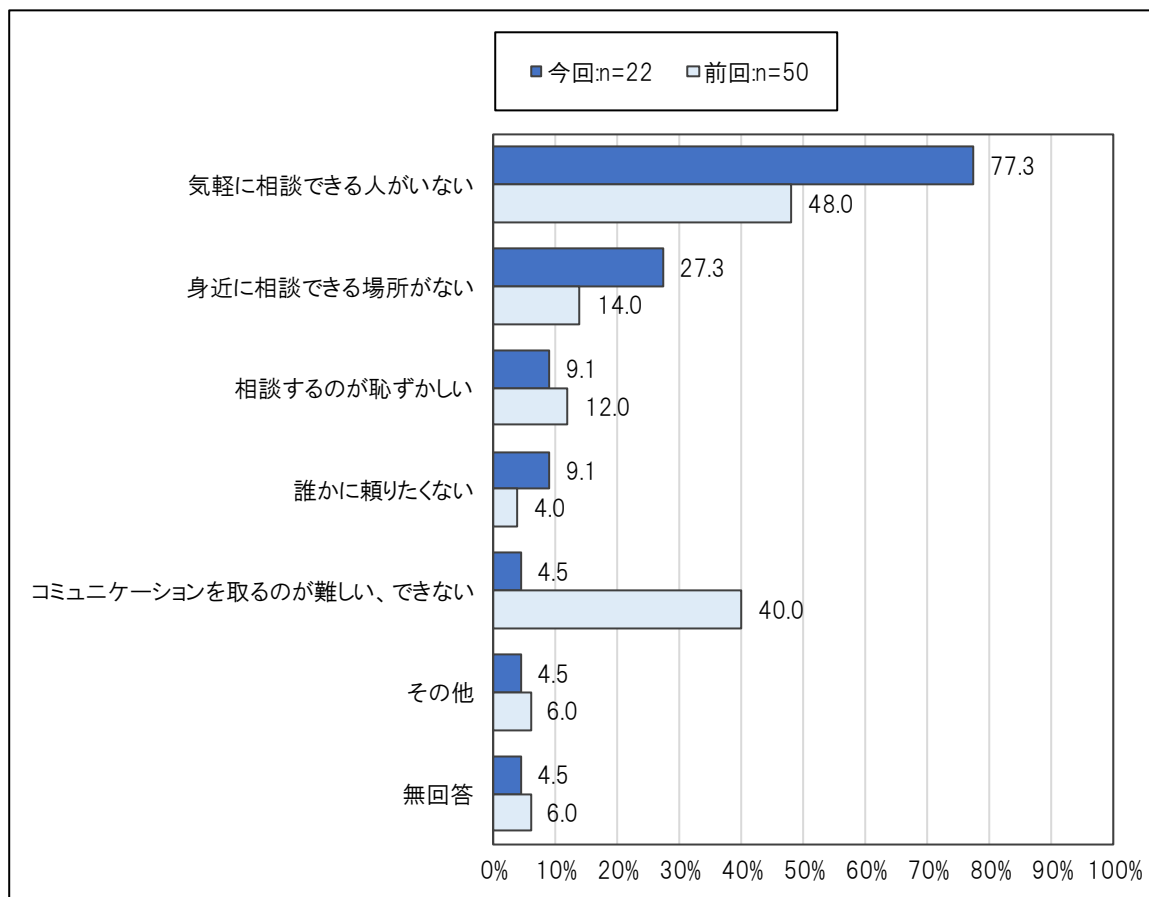
障がい者が働き続けるためにはどんな支援が必要か尋ねたところ、「職場に慣れるまで指導してくれる人がいること」が（48.5%）で最も多く、次いで「職場に仕事の相談に乗ってくれる人がいること」（45.1%）、などの順となっています。

問 あなたは悩みごとや心配ごとがあるとき、どのようなところに相談していますか。
(あてはまるものすべてに○)



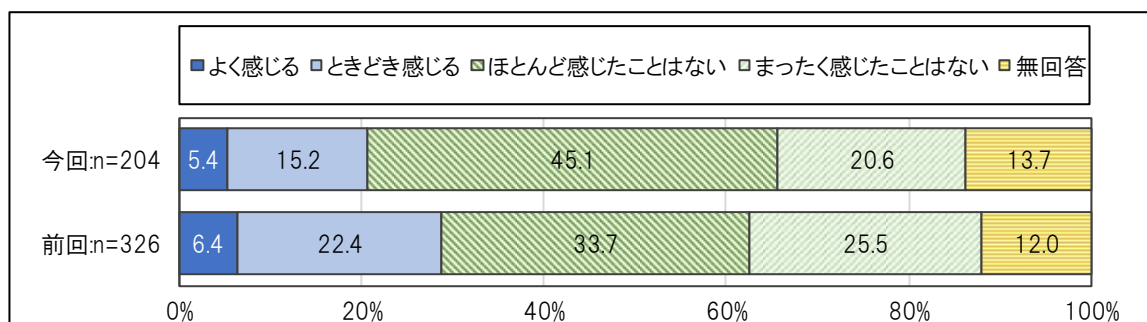
悩みごとや心配ごとがあるとき、どのようなところに相談しているか尋ねたところ、「家族・親せき」が（51.5％）で最も多く、次いで「病院・診療所」（30.4％）、「町役場の福祉相談窓口」（26.5％）、「友人・知人」（25.5％）、「福祉施設や事業所の職員」（20.1％）などの順となっています。

問 あなたが相談できていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



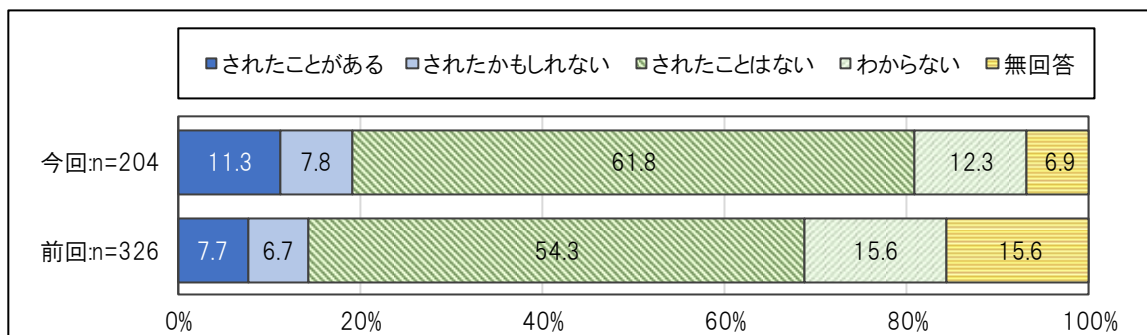
相談できていない理由を尋ねたところ、「気軽に相談できる人がいない」が(77.3%)で最も多く、次いで「身近に相談できる場所がない」(27.3%)、「相談するのが恥ずかしい」「誰かに頼りたくない」(ともに9.1%)、「コミュニケーションをとるのが難しい、できない」(4.5%)などの順となっています。

問 あなたは日常生活の中で障がいを理由とした差別や偏見を感じることはありますか。
(1つに○)



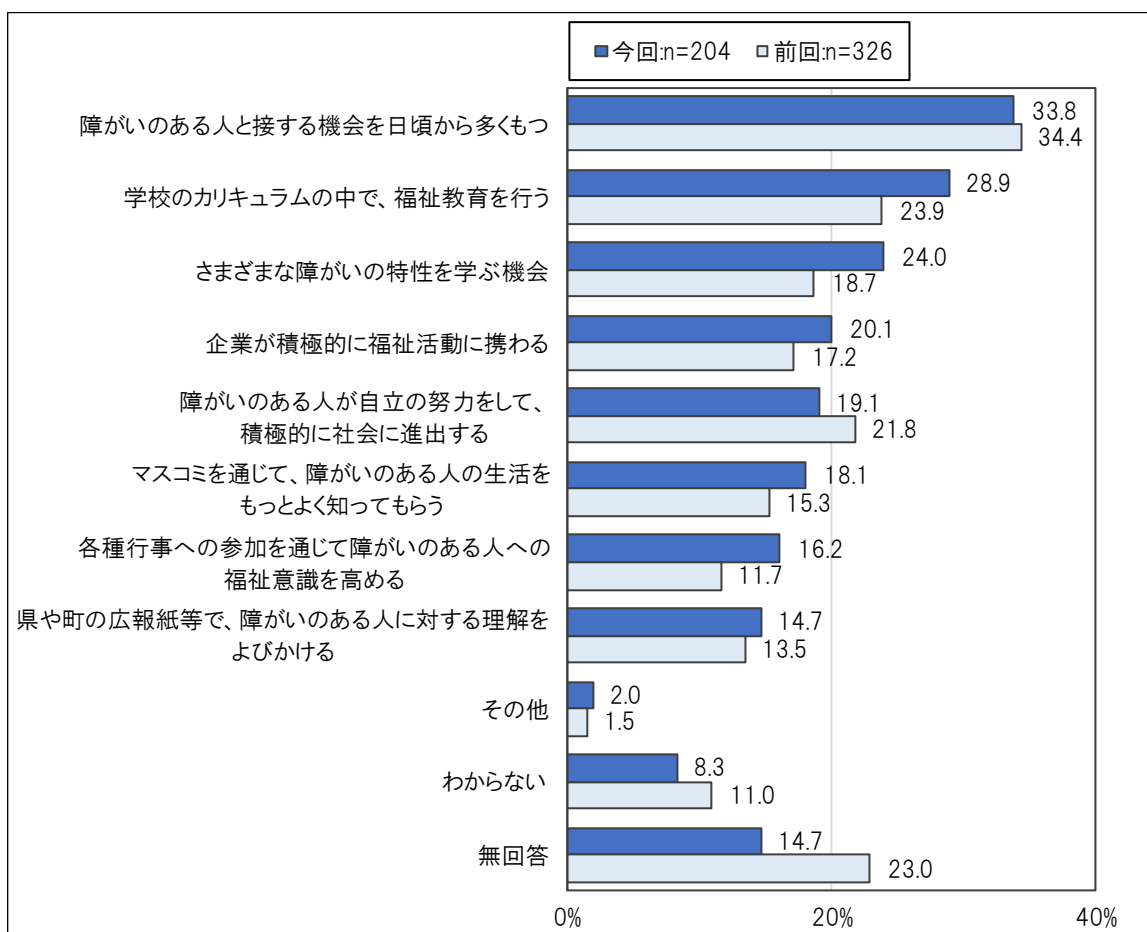
日常生活の中で障がいを理由とした差別や偏見を感じることはあるか尋ねたところ、「ほとんど感じたことはない」が(45.1%)となっています。そのほか、「まったく感じたことはない」が(20.6%)、「ときどき感じる」が(15.2%)となっています。

問 あなたは、これまでに虐待や不適切な行為をされたことがありますか。（1つに○）



これまでに虐待や不適切な行為をされたことがあるか尋ねたところ、「されたことはない」が（61.8%）、そのほか、「わからない」が（12.3%）、「されたことがある」が（11.3%）となっています。

問 障がいのある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何ですか。
（○は3つまで）



障がいのある人への理解を深めるために、必要だと思うことは何か尋ねたところ、「障がいのある人と接する機会を日頃から多くもつ」が（33.8%）、そのほか、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が（28.9%）、「さまざまな障がいの特性を学ぶ機会」が（24.0%）、「企業が積極的に福祉活動に携わる」が（20.1%）などとなっています。

第1部 序論
第2章 川島町の障がい者の現状

問 あなたが、今、困っていることは何ですか。(〇は3つまで)

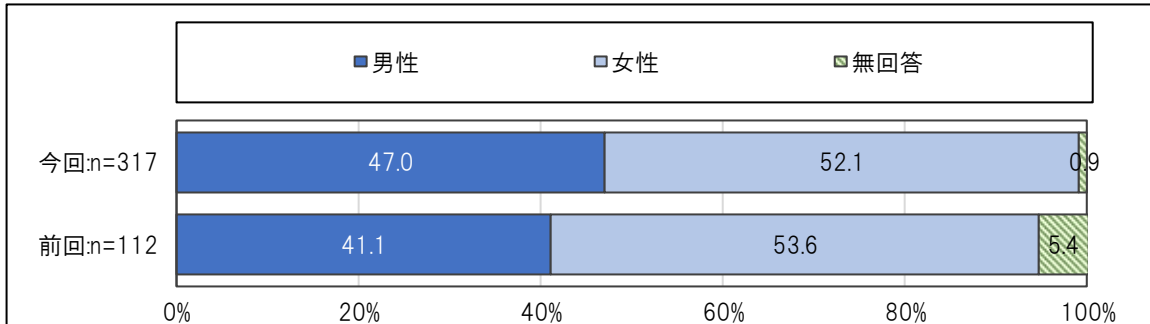


今、困っていることは何か尋ねたところ、「地震や台風など災害時の安全が守れないこと」が(27.0%)、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着が図られていないこと」が(14.7%)、「障がいのある人が暮らす住宅が整備されていないこと」「生活費が厳しく経済的に困っている」がともに(13.2%)、「身近な相談場所がないこと」が(10.8%)となっています。一方、(22.5%)は「特に困っていない」と回答しています。

(3) 障がい福祉意識調査の結果

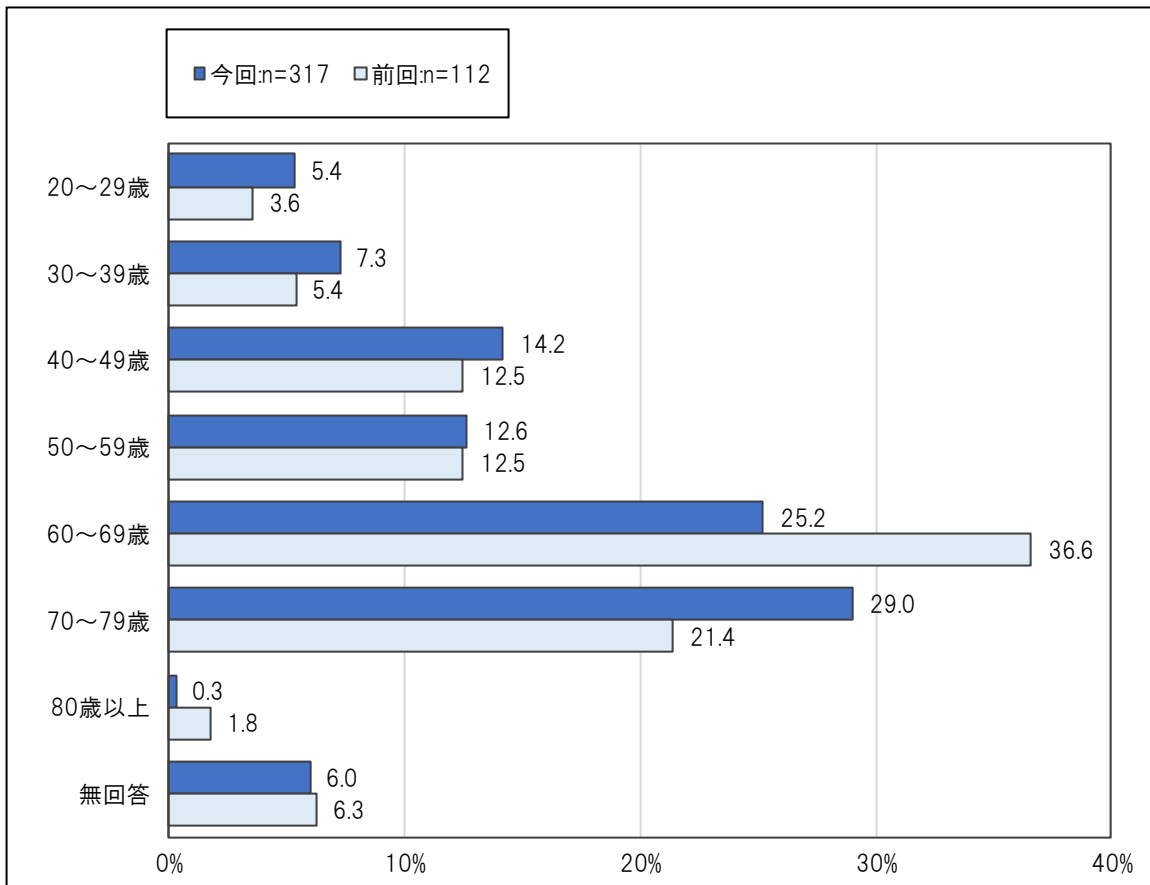
問 あなたの性別・年齢は、どちらですか。(1つに○)

【性別】



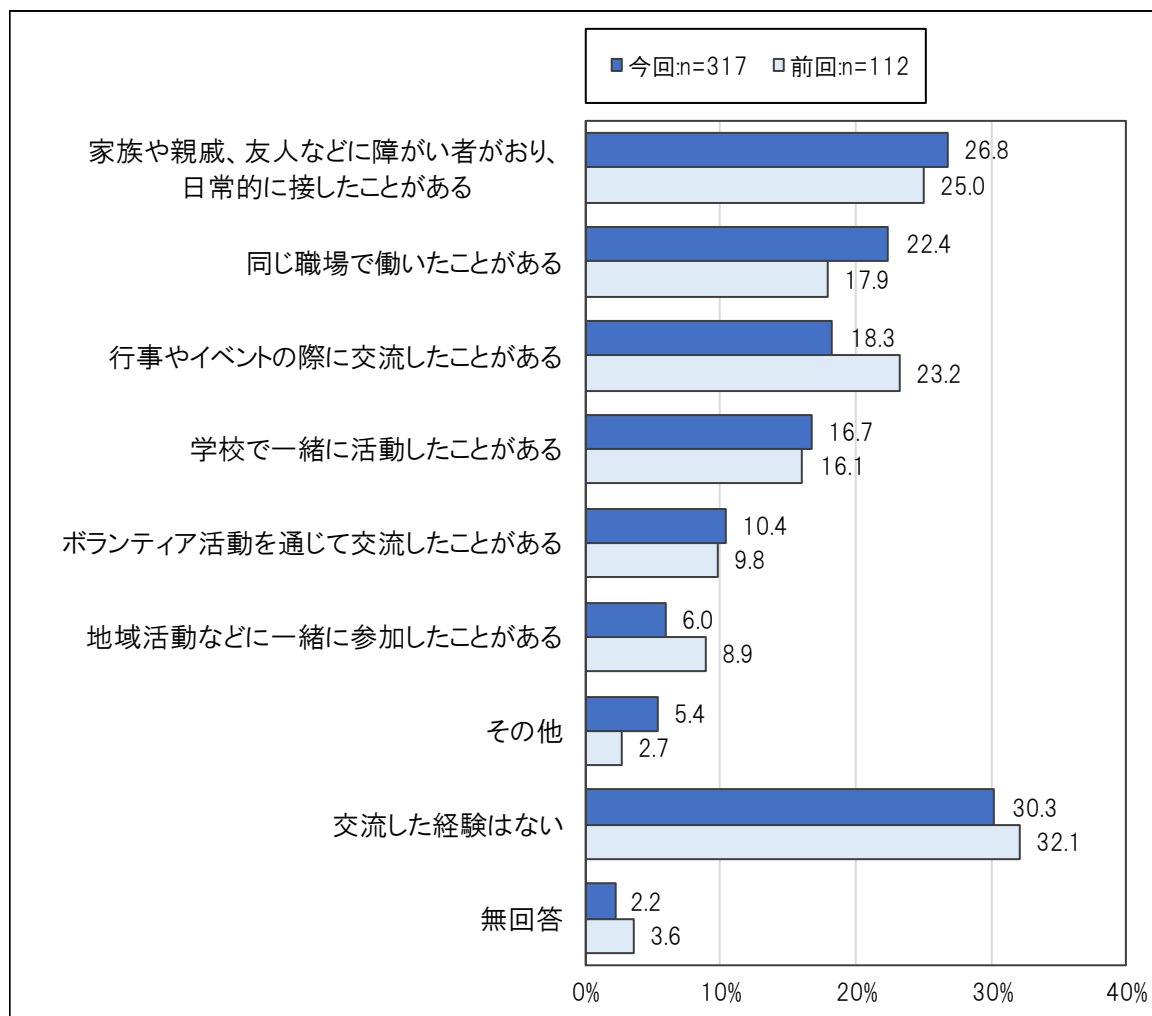
性別は、「女性」が(52.1%)、「男性」が(47.0%)となっています。

【年齢】



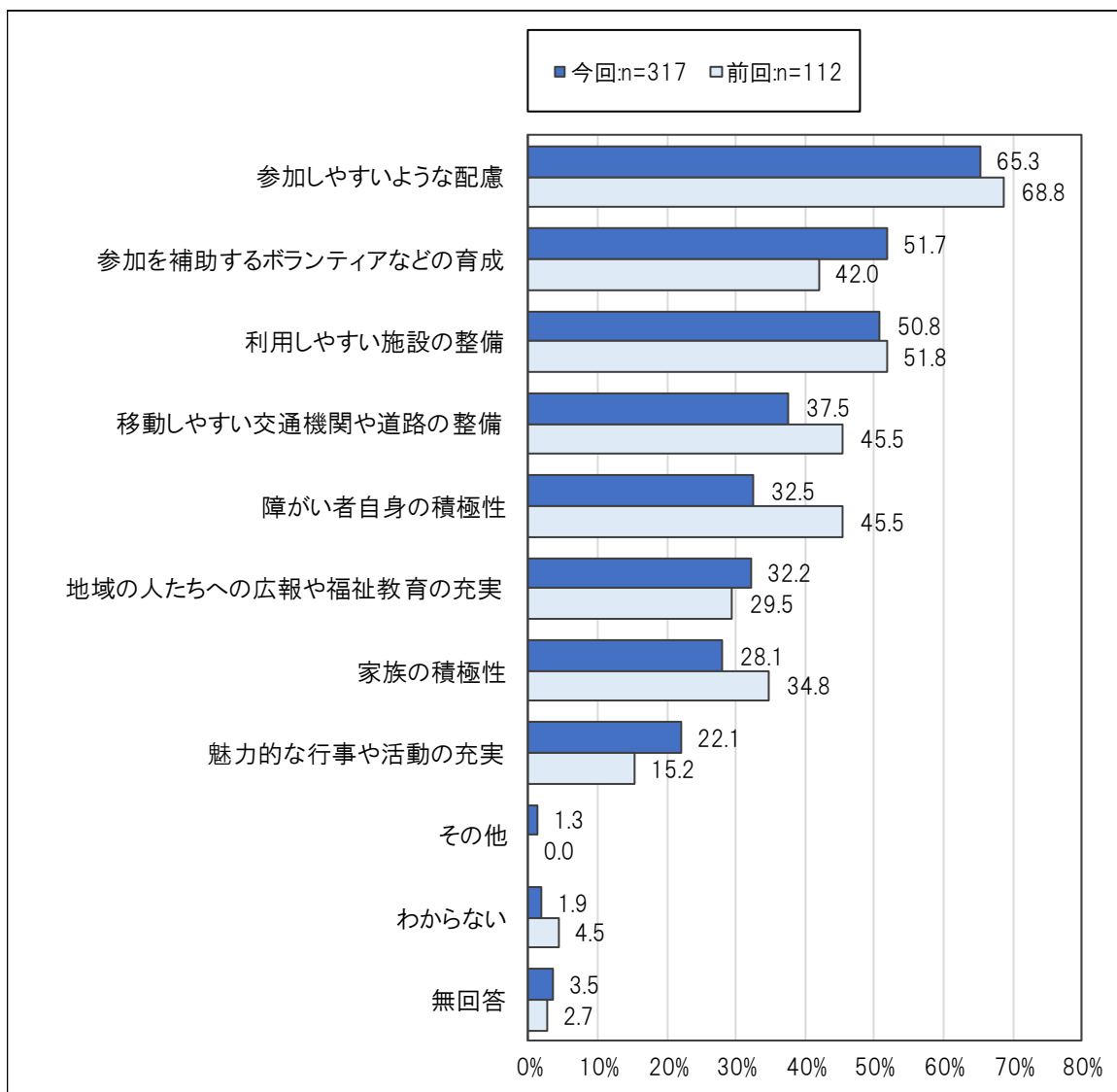
年齢構成は、「70~79歳」が(29.0%)で最も多く、次いで「60~69歳」が(25.2%)、「40~49歳」が(14.2%)、「50~59歳」が(12.6%)、「30~39歳」が(7.3%)などと続いています。

問 障がいのある人と交流した経験はどのくらいありますか。（あてはまるものすべてに○）



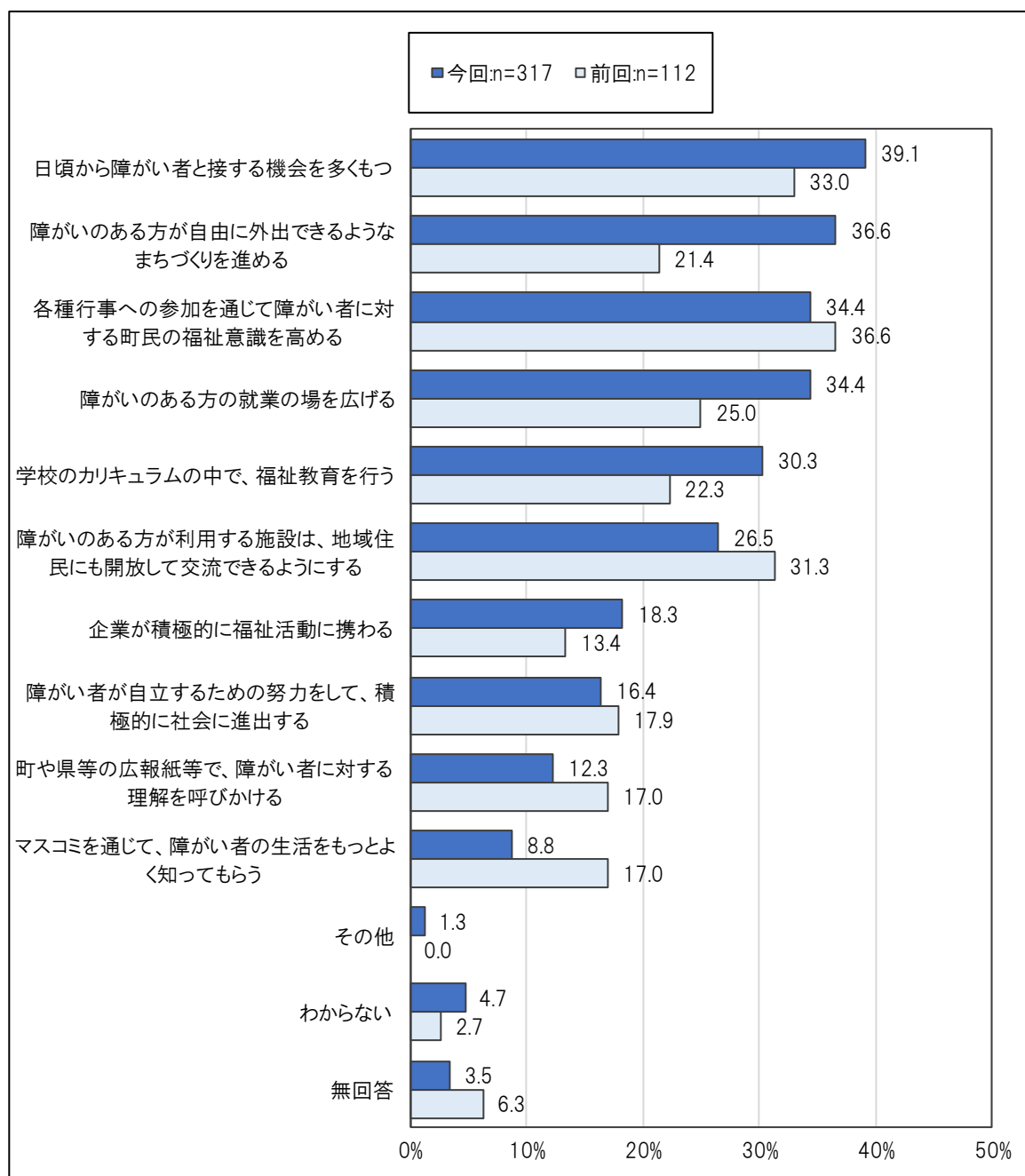
障がいのある人と交流した経験については、「交流した経験はない」が（30.3％）で最も多く、次いで「家族や親戚、友人などに障がい者がおり、日常的に接したことがある」が（26.8％）、「同じ職場で働いたことがある」が（22.4％）などとなっています。

問 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



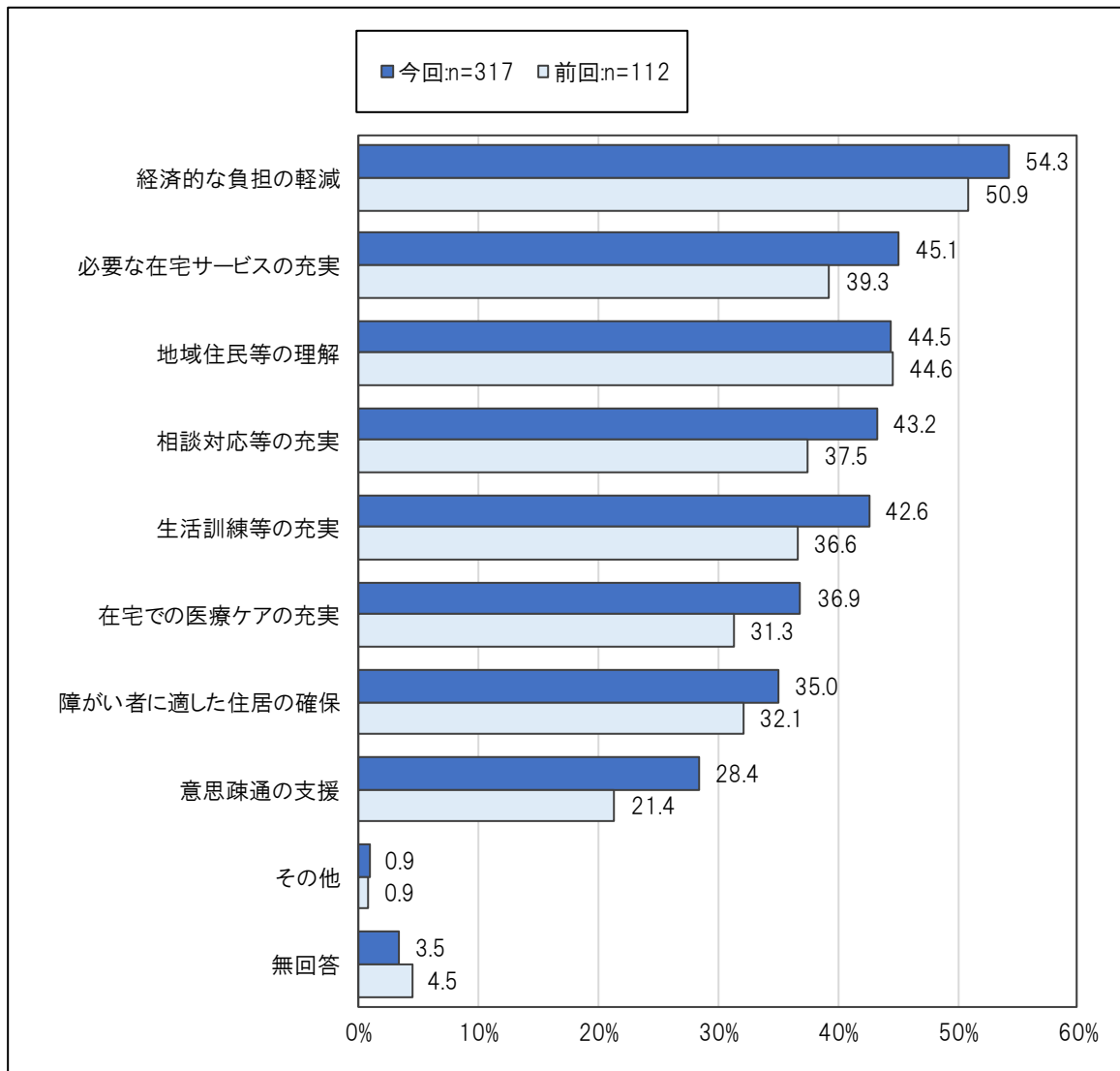
障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために、大切だと思うことを尋ねたところ、「参加しやすいような配慮」が（65.3%）で最も多く、次いで「参加を補助するボランティアなどの育成」（51.7%）、「利用しやすい施設の整備」（50.8%）などとなっています。

問 地域の住民が、障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なことは何だと思いますか。（3つまでに○）



障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なことについて尋ねたところ、「日頃から障がい者と接する機会を多くもつ」が（39.1%）で最も多く、次いで「障がいのある方が自由に外出できるようなまちづくりを進める」が（36.6%）、「各種行事への参加を通じて障がい者に対する町民の福祉意識を高める」「障がいのある方の就業の場を広げる」がともに（34.4%）となっています。

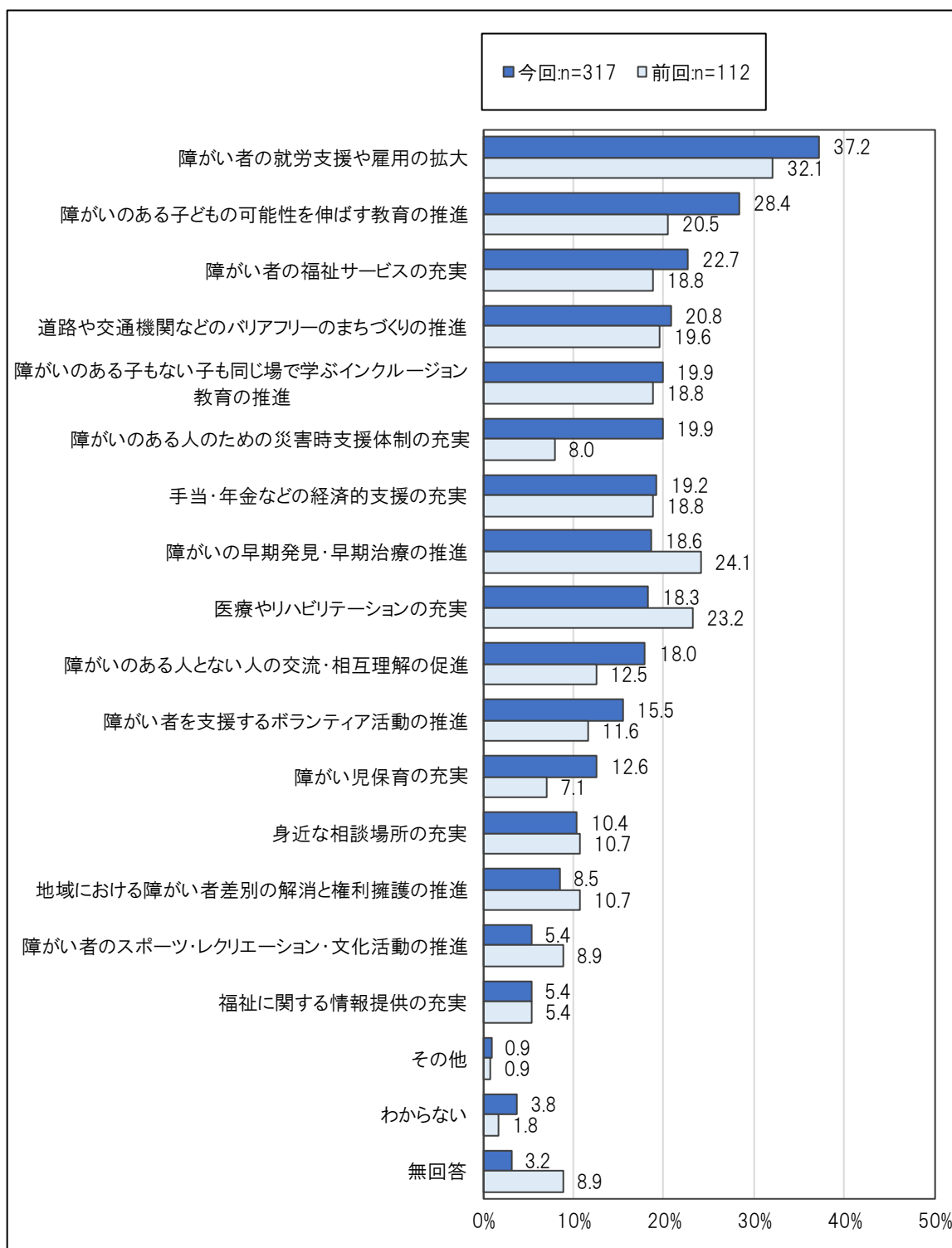
問 障がいのある人が地域で生活するために、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



地域で生活するための支援について尋ねたところ、「経済的な負担の軽減」が（54.3％）で最も多く、次いで「必要な在宅サービスの充実」（45.1％）、「地域住民等の理解」（44.5％）などの順となっています。

第1部 序論
第2章 川島町の障がい者の現状

問 障がいのある人にとって、特に必要な福祉政策は何だと思いますか。
(あてはまるもの3つまでに○)



障がいのある人にとって、特に必要な福祉政策について尋ねたところ、「障がい者の就労支援や雇用の拡大」が（37.2％）で最も多く、次いで「障がいのある子どもの可能性を伸ばす教育の推進」（28.4％）、「障がい者の福祉サービスの充実」（22.7％）などの順となっています。

4 アンケート調査結果からの課題

1. 外出支援

障がい者（児）において、外出の際に最も困っていることは、「他人との会話が難しい」で約2割となっています。前回調査より、約10ポイント増加しており、「他人との会話」に対する対策の推進が求められています。

2. 幼児期・学齢期の支援

障がい者（児）において、幼児期・学齢期の生活に最も必要と感じていることは、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導を行う」で約3割となっています。また、「障がいの特性の理解」や「障がいの有無に関わらず学べる環境整備」も約3割あり、前回調査より10ポイント以上増加しています。「幼児期・学齢期の学習」に対する対策の推進が求められています。

3. 情報発信

障がい者（児）において、知りたい情報の入手方法としては、「テレビ」が約5割で最も高くなっています。また、「かわべえメール」が約2割あり、前回調査より約16ポイント増加しています。町の情報の入手手段として利用が増えているものと思われ、積極的な情報発信が必要です。

4. 就労支援

障がい者（児）において、仕事に就くために最も必要と考えていることは、「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」で約5割となっています。前回調査より約10ポイント増加しており、就労への期待が高まっていると考えられます。就労先の拡大など就労対策の推進が求められています。

5. 相談支援

障がい者（児）において、悩み事や心配事について「相談できていない」が約1割あります。その理由の7割は「気軽に相談できる人がいない」で、次いで「身近に相談できる場所がない」が2割となっています。相談体制の充実が必要です。

6. 理解促進

障がい者（児）において、障がいのある人への理解を深めるために最も必要だと思うことは、「障がいのある人と接する機会を日頃から多く持つ」で約3割となっています。一般市民への調査では、障がいのある人との交流経験について、「ない」が約3割と最も高くなっています。様々な機会を通じた交流の促進が必要と考えられます。

7. 災害への備え

障がい者（児）において、今、最も困っていることは、「地震や台風など災害時の安全が守れないこと」が約3割となっています。

災害時の備えで最も心配なことは、「避難しやすい避難所が整備されていないこと」で約4割、「避難場所の情報提供や避難方法のアドバイスがないこと」も次いで高くなっています。

防災、避難方法の周知を進める必要があります。

第2部

障がい者計画

第2部 障がい者計画

第1章 計画が目指すもの

1 望ましい社会像

本町では、ノーマライゼーション・リハビリテーションを障がい者福祉施策の基本理念として掲げています。

川島町障がい者計画は、障がいのある人もない人も、すべての人々が社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、人としての尊厳を大切にして、生き生きと生活できる地域社会づくりをめざします。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念の中には、「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援」が掲げられています。

障がい者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。一方、障がい者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の町民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。そのためには、障がい者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指す必要があります。

これらの考え方に基づき、障がいのある人もない人も「共に学び 支えあう 共生社会」の実現に向けて取り組みを推進します。

■望ましい社会像

障がいのある人、ない人が
「共に学び 支えあう 共生社会」

2 基本目標

(1)「助け合いを推進する」まちづくり（生活環境・啓発・広報）

地域における障がい者の生活を支えるにあたっては、行政の公的なサービス以外に、隣近所の住民やボランティア等の活動団体など、地域に住む人たちが協力し合い、取り組んでいくことが大切です。そのため、住民の福祉意識の高揚に取り組み、「地域福祉」の活動を推進するとともに、福祉やサービスに関する情報提供や窓口の充実を推進します。

(2)「保健・医療を推進する」まちづくり（保健・医療）

福祉サービスを必要な時に、必要な量を利用できるよう、提供体制を充実させる必要があります。また、福祉サービス事業や医療機関等の連携を強化し、障がい者の情報を共有することで医療・福祉の包括ケア体制を推進します。

(3)「健やかに育ち学べる」まちづくり（教育）

障がい児が健やかに育ち学ぶためには、障がいの特性や程度に応じた教育が受けられる環境が必要です。そのため、障がい児教育の体制を整えるとともに、学校職員の資質の向上を図ります。また、障がいのない児童・生徒との交流機会を積極的に設けるなど、共に学び、共に支え合うことのできる教育環境を目指します。さらに、特別支援学級等の充実により、発達障がいのある児童・生徒への対応を推進します。

(4)「社会参加・自立支援を推進する」まちづくり（就労・生涯学習及び生涯スポーツ）

障がい者の自立した生活や自己実現を図るには、自ら社会に参加したり、仕事に就くことが大切です。そのため、町内事業所や企業と連携を図り、就労先を確保するなど支援体制を強化するとともに、生涯学習や生涯スポーツなどを充実させ、障がい者が生きがいを持って暮らせる社会を目指します。

(5)「安全で安心して暮らせる」まちづくり（地域生活支援）

障がい者が自由に外出するにあたっては、道路や建築物がユニバーサルデザインであることが大切です。また、町内に鉄道の駅がないなど、公共交通機関が不十分な面もあることから、福祉有償運送等の移送サービスを充実させ、障がい者の外出の機会を確保することが重要です。また、川に囲まれた本町において、近年の集中豪雨等による氾濫に備え、障がい者の視点に立った防災体制、避難体制の整備が必要です。

(6)「差別等のない」まちづくり（差別の解消・人権擁護）

障がいの有無に関わらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進するとともに、障がい者理解の促進を図ります。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向
1 「助け合いを推進する」 まちづくり	(1) 啓発・広報の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 障がい福祉サービスの充実 (4) 地域生活支援事業の充実 (5) ボランティア活動の促進 (6) 地域福祉団体の活動促進
2 「保健・医療を推進する」 まちづくり	(1) 障がいの早期発見と早期対応の推進 (2) 保健・医療対策の充実 (3) ケアマネジメントの確立 (4) 情報収集・提供の充実
3 「健やかに育ち学べる」 まちづくり	(1) 教育相談・支援体制の充実 (2) 障がい児教育の充実 (3) 発達障がいのある児童・生徒への支援策の充実
4 「社会参加・自立支援を推進する」 まちづくり	(1) 障がい者の職業的自立 (2) 雇用機会の拡大 (3) 就労環境の充実 (4) 生涯学習・生涯スポーツ活動の充実
5 「安全で安心して暮らせる」 まちづくり	(1) 障がい者向け住宅改修の支援 (2) バリアフリーのまちづくりの推進 (3) 移動手段の充実 (4) 防犯・防災対策の充実
6 「差別等のない」まちづくり	(1) 相互理解の推進 (2) 権利擁護の充実

第2章 施策の展開

1 「助け合いを推進する」まちづくり

（生活環境・啓発・広報）

【現状と課題】

○悩み事や心配事がある場合の相談状況は、障がい者（児）の約1割が「相談できていない」と回答しており、その理由としては「気軽に相談できる人がいない」で約8割となっています。気軽に相談できる体制作りを進めていく必要があります。（今回のアンケートより）

○町の情報を掲載した広報紙やホームページを障がい者（児）の4人に1人は「ほとんど見ない」と回答しています。どのような方法や内容であれば、情報を届けることができるのか等、検討していく必要があります。（今回のアンケートより）

○「障がいがある人と交流した経験がない」と回答した町民は約3割となっています。また、町民の4割は障がいのある人に対する理解をより深めるためには、「日頃から障がい者と接する機会を多く持つこと」と回答しています。障がい者（児）と交流できる機会を創出していく必要があります。（今回のアンケートより）

（1）啓発・広報の充実

住民の心のバリアフリーを目指し、障がい福祉を含めた福祉全般に対する意識を高めるため、啓発機会の向上や広報紙等を通じて福祉に触れる機会を増やします。

【主な取組】

取 組	内 容
障がい者への理解促進	障がいや障がい者への理解を促進するため、町や福祉施設で開催されるイベントへの参加を促し、障がいについて理解する機会や障がい者と住民が交流する機会・場を充実させます。 また、障がい者週間や人権週間をきっかけとして、障がい者の理解を深めるため、広報紙やホームページ等各種媒体により周知をし、積極的な広報活動を展開します。

取 組	内 容
福祉教育の推進	福祉への関心を高めることにより、心のバリアフリー化を図ります。 また、困った人に手を差し延べられる人材を育成するため、学校教育、社会教育(生涯学習)やボランティア活動及び、福祉に関する学習の推進に努めます。さらに、統合保育の実施や通常学級の児童・生徒と特別支援学校の児童・生徒が交流する機会を設けるとともに、特別支援学校の児童・生徒が居住地の学校で生活する支援籍の利用を促進します。
福祉協力校の推進	社会福祉協議会において、小・中学校を福祉協力校として指定しており、実践教育を基礎とした体験の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の精神を養うとともに、地域活動への参加を促進します。

※支援籍とは、障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外にも籍を置く埼玉県独自の学籍です。

(2) 相談体制の充実

地域で安心した生活を送るには、日常的な内容から専門的な内容まで対応できる相談窓口が身近にあることが、障がい者やその家族にとって大切です。そのため、安心して、また気軽に利用できる相談体制を整えます。

【主な取組】

取 組	内 容
身近な相談窓口の充実	福祉担当課において、障がい者やその家族が気軽に相談できるよう窓口の体制強化に努めるとともに、相談支援事業所及び社会福祉協議会との連携を強化します。
相談員の確保	身近な相談活動として、民生委員・児童委員の相談・見守り活動の充実を図るとともに、保健師の訪問事業との連携を強化し、きめ細かい対応に努めます。
専門機関との連携	適切な医療や福祉サービスに結びつけられるよう、町と県や医療機関、福祉施設等との連携を図り、相談体制の強化を図ります。また、8市町村で構成する比企地域自立支援協議会にて、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な協議を行います。

(3) 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が送れるよう、在宅サービスを充実させるとともに、機能訓練や日中の活動の場を充実させ、自立した生活を支援します。また、自宅での生活が困難な障がい者のため、入所できる施設を確保するとともに、地域で生活が送れるようサービス提供基盤の充実を図ります。

【主な取組】

取 組	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）の充実	在宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護の充実	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、在宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護の充実	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護の充実	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援の充実	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）の充実	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護の充実	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護の充実	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障がい者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）の充実	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練の充実	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。訓練には機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援の充実	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援の充実	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、

取 組	内 容
A型＝雇用型 B型＝非雇用型	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援の充実	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、環境の変化による生活面の課題解決のため支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。
自立生活援助	一人暮らしに必要な生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や日常生活に必要な支援を行います。
児童発達支援 医療型児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障がい者に対する支援を行う身近な療育の場です。
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが著しく困難な未就学の障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
自立支援医療（更生・育成・精神）	心身の障がいの伏態の軽減を図り、障がい者が自立した日常生活または社会生活を送るために、必要な医療に対し費用の一部助成を行います。

取 組	内 容
装具給付事業	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期的にわたり継続して使用されるもので、具体的には義肢、装具、車いす等の給付。

（４）地域生活支援事業の充実

日常的に必要な用具の給付、手話通訳者の派遣や移動支援を行い、障がい者が地域で安心して暮らせるサービスを提供します。また、障がい者の利用ニーズなどを踏まえた事業の実施に取り組みます。

【主な取組】

取 組	内 容
相談支援事業の充実	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のために必要な援助を行います。
コミュニケーション支援事業の充実	聴覚障がいや言語障がいなど、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者の派遣を行い、社会参加や社会生活においてコミュニケーションが円滑に行えるよう体制の充実に努めます。
日常生活用具給付等事業の充実	日常生活を円滑なものにするための生活用具の給付・貸与、また、住宅改修にかかる費用の給付を行います。
移動支援事業の充実	障がい者の日常的に必要な外出や社会参加のために必要な外出を支援するサービスを提供します。
地域活動支援センター事業の充実	障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の機会を提供し、障がい者の地域での生活を支援します。
日中一時支援事業の充実	障がい者などの家族の就労支援と一時的な休息を図るために、障がい者などの日中における活動の場を提供します。
入浴サービスの充実	身体上の障がい等により、家庭において入浴することが困難な人に対し、訪問入浴サービスを提供します。
寝具乾燥車派遣事業の充実	寝具の乾燥が困難な障がい者に対し、寝具乾燥車の派遣を行います。

（５）ボランティア活動の促進

地域における福祉活動を進めていくには、住民の自主的なボランティア活動が活発なものであることが重要です。また、活動運営を安定したものにするため、情報提供や相談等の支援を行うとともに、人材の育成や、活動意欲のある住民を実際の活動に結びつけていきます。

【主な取組】

取 組	内 容
ボランティアセンターの充実	町内のボランティア活動を活発なものにするため、ボランティアに関する情報の収集・提供を推進するとともに、各ボランティア団体相互及び個人ボランティアとの連絡・調整を図ります。また、ボランティアの養成や確保、支援を必要としている人に結びつけるコーディネートを推進し、ボランティアセンター機能の充実を図ります。
多様なボランティア活動の促進、ボランティア人材の育成	ボランティアに携わる人材を育成するにあたっては、特定のサービスに偏るのではなく、様々なボランティアサービスを提供する人材を育成し、確保する必要があることから、各種養成講座を開催し、参加の促進を図ります。その他、必要性の高さや要望の多いサービスに対応できるよう、多様なボランティアの担い手の確保を図ります。

（６）地域福祉団体の活動促進

障がい者を地域で支えていくためには、町の取り組みだけでなく、個人の自立や社会の構成員が互いに支え合う「共助」の取り組みが大切です。そのため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、町内で活動する福祉団体との連携を強化し、地域ぐるみで障がい者の生活を支えられる体制の構築を図ります。

【主な取組】

取 組	内 容
社会福祉協議会を主体とした地域福祉の推進	障がい者の住む地域において、地域ぐるみでの見守り・声かけ活動を行えるよう、社会福祉協議会を中心として各地域における地域福祉活動の推進、福祉コミュニティの形成に取り組めます。
民生委員・児童委員の活動支援	各地域の実状にあった取り組みが行われるよう、民生委員・児童委員を中心とした情報交換・共有の場を設け、地域の中で民生委員・児童委員の見守り活動を支援する人材の確保及び育成を行い、より充実した活動になるよう支援します。
住民、事務所、ボランティア団体等の連携推進	地域の見守り活動を社会福祉協議会や民生委員・児童委員だけで取り組むのではなく、その地域の住民をはじめ、事業所やボランティア団体等、それぞれが有機的な連携を持ち、効果的に活動に取り組める体制の構築を図ります。

2 「保健・医療を推進する」まちづくり

(保健・医療)

【現状と課題】

○障がいの早期発見と疾病の予防のため、乳幼児から高齢者を対象とした各種検診（健診）を実施しています。

○発達の遅れの疑いがある子どもの早期発見のため、出産後の母子を対象とした新生児訪問や各年齢に応じた定期的な乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等を実施しています。

○中・高齢者に対しても、疾病を原因とした後天性の障がいが多いことから、生活習慣改善を目的とした予防教室や介護状態にならないための運動・栄養・口腔に関する介護予防事業を実施しています。

○検診（健診）や相談等の健康づくり事業の充実とともに、今後も新たな健康課題に即した保健医療の充実を図る必要があります。

○施設や共同生活のサービスが必要な障がい者のために、受け入れ先を確保し、なるべく住み慣れた地域に近いところで生活を送れるようにする必要があります。

(1) 障がいの早期発見と早期対応の推進

乳幼児に対して、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実させ、適切な治療、指導や訓練により障がいの軽減を図ります。また、特に身体障がい者の中で、高齢により障がいが発生するケースが多いことから、生活習慣病対策など、健康づくり事業との連携を図り、予防対策に取り組みます。さらに、うつ病や統合失調症等の精神障がい、若年性認知症や高次脳機能障がいについても関係する機関と協力し、早期発見・予防等対策に取り組みます。

【主な取組】

取 組	内 容
早期療育体制の充実	乳幼児健診や乳幼児訪問指導を実施し、障がいの早期発見と療育への早期対応に努めます。また、その後も保健師等の専門職による療育相談、発達相談や発達支援教室の開催を充実させ、療育体制の強化を推進します。
障がいの予防・軽減対策の充実	糖尿病、脳血管疾患や心疾患など生活習慣病を起因として障がいが発生するケースが壮年期以降に多くなることから、生活習慣病予防のため、特定健康診査や各種検診の充実を図るとともに、受診率の向上に取り組みます。また、健診の結果により指導が必要な人への生活改善指導などのフォローを充実させます。

取 組	内 容
うつ病等精神障がいになる前の予防、啓発活動の推進	うつ病や統合失調症等、精神障がいへの早期対応を図るため、広報紙やホームページを活用し、症状や傾向等の情報を周知するとともに、専門機関との連携を強化し、相談などがあった場合には情報を提供し、サービス利用へとつなげます。 また、町内の企業や教育機関などに対し、心の健康(メンタルヘルス)の重要性を周知し、取り組みを促進します。

(2) 保健・医療対策の充実

障がいを軽減し、自立した生活を促進するため、医療費の助成や保健サービスの充実に努めるとともに、難病患者、高次脳機能障がい者の個々に対する支援に取り組みます。

【主な取組】

取 組	内 容
保健サービスの充実	身体、知的、精神、発達障がい者及び難病患者の個別相談の充実を図ります。また、訪問歯科指導を充実させます。さらに、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。
医療費助成の充実	医療費の負担軽減のため、重度心身障がい者医療費助成制度を継続するとともに、障がい者自立支援医療の利用の促進に努めます。
精神障がい者・難病患者の支援充実	関係機関とのネットワークを強化し、精神障がいや難病に関する相談に対応することや、精神障がい者、難病患者への支援の充実に努めます。また、精神障がいや難病の方を介助している家族が集い、情報の共有や相談をし合える場を提供します。
高次脳機能障がい者の支援充実	医療機関との連携を強化し、高次脳機能障がい者への支援の充実に努めます。また、国や県の動向等の情報を収集し、適切な対応を図ります。

(3) 相談支援の充実

障がい者が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、町と関係機関との連絡調整を行い、充実したサービス提供体制の強化に取り組みます。

【主な取組】

取 組	内 容
サービス担当者会議の実施	障がい者一人ひとりに適切なサービスが提供されるよう、必要に応じ関係する機関との調整会議を実施し、その決定に基づいたサービスの提供を推進します。
サービス提供体制の構築	障がい者が必要としているサービスを確保できているか点検するとともに、不足のあるサービスについては関係機関へ要請し、提供できる体制の構築に努めます。

(4) 情報収集・提供の充実

障がい者の情報管理を充実させるとともに、そこから、必要な情報を必要としている障がい者に的確に提供できるよう、サービス提供事業所や医療機関、教育機関等の関係する機関から情報を収集し提供体制を強化します。

【主な取組】

取 組	内 容
情報の収集強化	障がい者個人台帳を整備することで、状態に応じた必要な支援や情報を提供します。国や県の関係機関等と連携を強化し、障がい者施策に関する情報の収集に努めるとともに、必要と思われる障がい者に対し、情報を提供します。また、福祉担当課や社会福祉協議会など関係する機関のネットワーク化と情報の共有化を図り、充実した提供体制の確立に努めます。
情報の提供手段の充実	「広報かわじま」や「議会だより」などの公共の情報について、録音媒体での提供を検討いたします。

3 「健やかに育ち学べる」まちづくり

(教育)

【現状と課題】

○障がい者（児）が、幼児期、学齢期の生活で必要と考えることは、「保育士や教師が障がいへの理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導を行う」で約3割となっています。教職員等のさらなる指導力向上が求められています。（今回のアンケートより）

○関係機関と連携した支援は現在でも行われていますが、保育園や幼稚園等を利用しているため療育の段階から支援が不十分な子どもが多く、そういった子どもへの支援の方法が課題となっています。

(1) 教育相談・支援体制の充実

障がい児が、その個性や特性に適した教育を受けられるよう、就学前や就学後の相談・支援体制を充実させます。

【主な取組】

取 組	内 容
就学相談の充実	就学支援にあたっては、発達支援教室や発達相談の場等を活用し、一人ひとりの適性や要望に応じた内容を提供できるよう努めます。さらに、教育内容の開示、授業の公開等により、より具体的な情報の提供に努めます。
就学支援体制の充実	県や学校単位での研修により、就学支援コーディネーターの資質の向上を図ります。また、校内就学支援委員会を開催し、外部の関係機関との連携を図り、就学支援体制の充実を図ります。
就学前障がい児の受け入れ体制の充実	発達障がいを含め、保育園や幼稚園での保育・教育が必要な障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。さらに、保育士や幼稚園教諭等療育に関わる人材の資質向上を図るため、療育や障がい児に関する研修会への参加を積極的に行います。また、障がい児の専門機関が保育園等へ支援を行える体制を整えます。

（２）障がい児教育の充実

障がい児が一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性等に対応した特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備に努めます。また、地域での交流教育を推進し、交友関係を広めるなど、共に学び合える機会を充実させます。

【主な取組】

取 組	内 容
教育に携わる人材の資質の向上	児童・生徒にノーマライゼーションの理解を広めるため、教育に携わるものの福祉意識の向上を図ります。障がい児が通常の学級で授業を受けるときには必要に応じて特別支援教育支援員を配置します。
特別支援教育の充実	一人ひとりの特性や可能性を活かし、社会的な自立を図るための教育を推進するとともに、障がい児一人ひとりの要望への対応の推進を図るため、特別支援教育の充実に努めます。
交流教育の充実	統合保育や学校教育における交流を推進することにより、健常児と障がい児がお互いに学び合い、理解を深め、それぞれの人間性を尊重しあえるよう、成長と発達を促します。また、老人福祉施設への訪問や町のイベントへの参加により、地域や高齢者との交流の機会を充実させます。

（３）発達障がいのある児童・生徒への支援策の充実

これまで、特別支援教育の対象ではなかった高機能自閉症、ＡＤＨＤやＬＤなどの発達障がいのある児童・生徒に対して、個々の状態やニーズに対応した教育環境を提供できるよう支援に取り組めます。

【主な取組】

取 組	内 容
発達障がいのある児童・生徒への支援充実	高機能自閉症、ＡＤＨＤ、ＬＤなど、多様化する発達障がいに対応できるよう、通常学級及び特別支援学級での指導の充実に努めるとともに、県や近隣市と連携し、相談体制の構築に努めます。
教職員の専門性の向上	発達障がいに対応できるよう、教職員に対し指導力向上等の研修の充実を図ります。

※ＡＤＨＤ…注意欠陥多動性障がい。年齢あるいは発達に釣り合いな注意力・衝動性・多動性が特徴の発達障がい。

※ＬＤ…学習障がい。特定の物事の習得と使用に著しい困難があることが特徴の発達障がい。

4 「社会参加・自立支援を推進する」まちづくり

（就労・スポーツ及び生涯学習）

【現状と課題】

○障がい者（児）において、仕事に就くために最も必要と考えていることは、「障がい者を受け入れる職場がたくさんあること」で約5割あり、3年前より約10ポイント増加しています。就労先の拡大など就労対策の推進が求められています。（今回のアンケートより）

○障がいのある人が自身の能力を発揮し、希望できる働き方ができるよう、県や関係機関との連携のもと、就労に向けて必要な知識・能力の習得を図るための支援や就労後の支援体制の整備が必要です。

○障がいがある人が参加しやすい生涯学習講座やスポーツイベント等を実施することで、障がいの有無にかかわらず、学び続けることが出来る環境を整備する必要があります。

（1）障がい者の職業的自立

障がい者が仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、就労を支援します。また、就労支援サービスの利用を促進します。

【主な取組】

取 組	内 容
関係機関との連携強化	障がい者の職業的自立を促進するため、ハローワークや福祉施設との関係機関によるネットワークの構築を図り、就労に関する相談や就労支援を広く行えるよう努めます。
就労支援サービスの充実	障がい者が民間の企業へ就労できるよう、必要な技能の訓練・習得を目的とした就労支援サービスの利用の促進を図ります。また、一般就労が難しい障がい者に対しては、就労継続支援サービスにおいて、必要な技能の訓練を提供します。
町内施設への支援（工賃倍増等）	県の工賃倍増計画と連携し、町内にある福祉施設の工賃を上げるため、商品の流通や売り場の確保などを支援します。

(2) 雇用機会の拡大

町や町内企業における障がい者の雇用を関係機関とともに促進します。

【主な取組】

取 組	内 容
町職員の雇用の推進	障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を維持するため、計画的な町職員への障がい者の雇用を推進します。 令和2年6月1日時点の町職員の雇用率は1.85%で、法定雇用率は2.6%（令和3年3月時点）となっています。
企業等に対する雇用拡大のための啓発の推進	町内の企業に対し、障がい者の法定雇用率の周知を強化します。また、町内に進出する企業へ障がい者雇用の理解を促し、雇用の拡大に努めます。

(3) 就労環境の充実

就労した障がい者が、継続して働き続けられるよう、障害者就業・生活支援センターが行う、ジョブコーチ制度の利用や障がい者に配慮した職場環境の整備を促進します。

【主な取組】

取 組	内 容
職場環境の整備促進	障がい者が安全に、安心して働ける職場を目指し、施設や設備のバリアフリー化を要請します。
ジョブコーチ制度の利用促進	一般企業に就労した障がい者が、継続して仕事ができるよう、ジョブコーチ制度の利用を促進し、就労後のケア体制の充実に努めます。また、当該制度について公共スペースや広報誌、SNS等を活用し幅広く周知されるよう努めます。

(4) 生涯学習・生涯スポーツの環境整備

障がい者が、「1人1学習、1人1スポーツ、1人1ボランティア」のキャッチフレーズのもと、生涯学習・生涯学習スポーツに自発的に取り組むことができるように、学習・活動環境の整備を推進します。

【主な取組】

取 組	内 容
生涯学習・生涯スポーツの機会の充実	障がい者を対象にした学習・活動機会を実施するとともに、各種イベント等に障がい者が参加しやすいような取組を行います。
生涯学習関連情報の提供	生涯学習や生涯スポーツ活動等の各種行事の開催については、広報紙などにより情報を提供します。

5 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

(地域生活支援)

【現状と課題】

○障がい者（児）において、今、最も困っていることは、「地震や台風など災害時の安全が守れないこと」で約3割となっています。近年、異常気象がもたらす災害が増加傾向にあります。災害時の備えに対する対策を進める必要があります。（今回のアンケートより）

○災害における福祉避難所としての施設利用に関する協定を、「ワーク&ライクのびっこ」、「平成の森・川島病院」、「特別養護老人ホーム永楽園」、「特別養護老人ホームひまわり」、「老人福祉センターやすらぎの郷」、「みどりの郷あすか川島」、「みどりの郷あすか東松山」の7箇所と結んでいます。

○障がいのある人が地域のサポートを受けながら自立した生活を送るために必要なグループホームのさらなる整備と、障がい福祉サービス事業所の職員の安定雇用など、住居・居住の場の確保に努める必要があります。

○地域移行の推進については、地域移行のニーズ把握、地域における支援体制を整備するための関係者等の連携、生活の場の確保等にさらに努める必要があります。

(1) 障がい者向け住宅改修の支援

障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障がいに対応した住宅改修の支援に努めます。

【主な取組】

取 組	内 容
住宅改修の支援	障がい者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、住宅のバリアフリー化に伴う改修費の助成を行います。

(2) バリアフリー等のまちづくりの推進

障がい者が安心してまちに出られるよう、公共の施設や道路、民間の建築物におけるバリアフリー化の推進に取り組みます。また、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方（ユニバーサルデザイン）を目指していきます。

【主な取組】

取 組	内 容
公共施設のバリアフリー化推進	県の福祉のまちづくり条例に基づき、新規の公共施設整備や既存施設の改修の際、施設のバリアフリー化を推進します。
民間施設へのバリアフリー化促進	民間施設へは、県の福祉のまちづくり条例に基づき指導を行い、バリアフリー化の整備を要請します。
道路環境の整備	障がい者が安全に安心して外出できるよう、歩道や車道を整備し、段差の解消に努めます。

（３）移動手段の充実

障がい者の通院の負担軽減や社会参加をしやすい環境を実現するため、移動の際における不自由さの解消に取り組みます。

【主な取組】

取 組	内 容
移動ニーズ支援	福祉有償運送など移送サービス等の移動手段の確保に努めます。
福祉タクシーの利用促進	福祉タクシー利用料助成制度の周知と利用の促進を図ります。
かわみんタクシーの利用促進	かわみんタクシーの周知と利用の促進を図ります。
自動車改造費補助制度の利用促進	自動車での外出を支援するため、改造にかかる費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得助成制度の利用促進	自動車での外出を支援するため、免許取得にかかる費用の一部を助成します。

（４）防犯・防災対策の充実

自力での避難が困難な障がい者に対し、防災知識の普及や災害時の迅速かつ適切な情報提供、避難誘導の体制整備に努めます。また、障がい者や高齢者などを対象とした犯罪の被害に遭わないよう、防犯についての情報を提供します。

【主な取組】

取 組	内 容
地域安全運動の推進	地域の防犯組織の推進を図るとともに、警察との連携を強化し、障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、見守り体制の充実に努めます。

取 組	内 容
防犯知識の啓発	知的障がい者や精神障がい者などの財産を狙った犯罪を防ぐため、自治会、民生委員・児童委員の協力や広報紙をもとに啓発を図り、犯罪の防止に努めます。
緊急時通報システムの活用	緊急時の町からの情報提供については、携帯電話、パソコンへ電子メールとして「かわべえメール」で配信しています。
防災体制の推進	防災カードによって、災害時に支援が必要な障がい者を把握するとともに、町、自治会等が連携して、支援できる体制を整えます。また、自主防災組織の育成・支援を行い、障がい者や高齢者が参加しての避難訓練の実施に努めます。さらに、避難場所において障がい者へ配慮したものとなるよう、施設のバリアフリー化やスペースの確保に努めます。日常的な医療を災害時にも受けられるよう、医療体制の確立を関係機関に要請します。 風水害時は、町内全域に浸水のおそれがあることから、事前に町外の親戚宅や知人宅を避難先として決めていただき、風水害が発生する前に避難していただくよう呼びかけていきます。

6 「差別等のない」まちづくり

（差別の解消・人権擁護）

【現状と課題】

○障がい者（児）において、日常生活の中で障がいを理由とした差別や偏見を感じる（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）の割合は約2割となっています。（今回のアンケートより）

○障がいのある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の普及に努めています。

○平成30年度に川島町障害者差別解消支援地域協議会が発足し、障がい者差別を解消するための協議を行っております。

○今後、障がいのある人や保護者等の高齢化も進むことから、制度の適切な利用の促進を図り、地域で安心して生活が営めるよう支援を行う必要があります。

相互理解の推進及び権利擁護の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、町民一人ひとりが「障がい」と「障がいのある人」についての理解と認識を深めることが重要です。

【主な取組】

取 組	内 容
障がいを理由とする差別の解消の推進	「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」、障がい児（者）への理解について幅広く周知されるよう広報に努めます。
権利擁護事業の推進	成年後見制度や日常生活支援事業等について幅広く周知されるよう広報に努めます。
虐待防止の推進	虐待防止の啓発を進めるとともに、施設等の職員に対しても、虐待防止のあり方や防止のための適切な支援を行います。また、権利擁護にかかわる相談機関との連携を強化し、地域ぐるみでの支援体制の整備に努めます。

第3部

第6期障がい福祉計画・

第2期障がい児福祉計画

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画が目指す目的

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等（障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障がい児通所支援等（障がい児通所支援及び障がい児入所支援並びに障がい児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障がい福祉人材の確保
7. 障がい者の社会参加を支える取組

(3) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

(4) 近年の動向

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月）され、『障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』こととされました。

また今般、市町村が令和3年度から令和5年度までに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が基本指針として示されました。

■基本指針における見直しのポイント

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑦障がい者による文化芸術活動の推進
- ⑧障がい福祉サービスの質の確保に関すること
- ⑨障がい福祉人材の確保に関すること

これらを踏まえ、本町においても、第6期川島町障がい福祉計画及び第2期川島町障がい児福祉計画を一体的に策定いたします。

2 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域移行を進める観点から令和5年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立支援事業等を利用し、グループホームもしくは一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で地域生活に移行する者の目標値を設定することとされています。

施設入所者数の令和元年度末実績値につきましては、前回計画策定時の目標値よりも4人減となりましたが、長期入院のため、やむを得ず施設を退所となった方が多数おりました。今後も障がい者の地域移行のため、取組を行っていきます。

項目	R1 末 実績値	R5 末 目標値	備考
施設入所者数	16 人	13 人	令和5年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1 人	1 人	令和5年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことが出来るよう、障害保健福祉圏域ごとの保険・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築することとされています。川島町においても保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置及び地域包括ケアシステムを構築することを目標としていきます。

川島町社会福祉協議会の福祉総合相談事業では、精神障がい者も対象とした窓口を設置しております。なお、協議の場の設置につきましては、比企地域自立支援協議会にて準備を行っております。

項目	R2 見込値	R5 末 目標値	備考
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	0 か所	1 か所	R5 末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (比企地域自立支援協議会にて構築に向け準備中)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することが基本とされています。地域生活支援拠点とは、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保など、今後障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援機能と地域支援機能の一体的で多機能型の施

設（それぞれの機能を分担した面的な整備もある）をいいます。

前回計画の策定以降、近隣の自治体と検討した結果、町での単独設置を行うことといたしました。

項目	R2 見込値	R5 末 目標値	備考
地域生活支援拠点等の整備数	0 か所	1 か所	R5 年度末までに町内で1 か所確保
機能充実のための運用状況の検討・検証	0 回	1 回	整備後年1 回以上

（４）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値、就労移行支援事業の利用者数の増加の目標値、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加の目標値について設定されています。また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」において、市町村は障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障がい福祉計画において、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障がい者就労施設等の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましいとされています。

項目	R1 実績	R5 末 目標値	備考
年間一般就労者数	3 人	6 人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数	15 人	17 人	令和5 年度末における就労移行支援事業の利用者数
就労移行支援から一般就労への移行者数	3 人	4 人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.3 倍以上
就労継続支援A 型から一般就労への移行者数	0 人	1 人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27 倍以上
就労継続支援B 型から一般就労への移行者数	0 人	1 人	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27 倍以上
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合	—	7 割	就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用する者（令和5 年度における就労移行支援事業等利用者が対象）
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8 割以上の事業所の割合	—	7 割	就労定着支援事業所のうち、7 割が就労定着率8 割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。また、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独で設置が困難な場合には、圏域での設置も可能とされています。川島町においても検討を行い提供体制を整備することを目標としていきます。

前回計画の策定以降、近隣自治体と調整を行った結果、近隣町村との共同整備を行うこととなりました。

項目	R2 見込値	R5 末 目標値	備考
児童発達支援センターの設置数	0 か所	1 か所	R5 末までに1か所以上 (近隣自治体と連携を図りながら、圏域での対応について研究を進めます)
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	1 か所	1 か所	近隣市の事業所の提供により構築済み
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	0 か所	1 か所	R5 末までに1か所以上 (近隣自治体と連携を図りながら、圏域での対応について研究を進めます)
関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置する	0 か所	1 か所	R5 末までに協議の場を設置 (近隣自治体と連携を図りながら、圏域での対応について研究を進めます)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化のため、各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、市町村単独で実施が困難な場合には、圏域での実施も可能とされています。

川島町においては、比企地域自立支援協議会を活用し、実施体制の確保に向け、検討・協議を進めていきます。

項目	R2 見込値	R5 末 目標値	備考
総合的・専門的な相談支援の実施体制の確保	—	1 か所	R5 末までに体制確保 (比企地域自立支援協議会において準備中)

（7）障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか、検証を行っていくことが望ましいとされ、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するものです。

川島町においては、比企地域自立支援協議会を活用し、体制の構築に向け検討・協議を進めていきます。

項目	R2 見込値	R5 未 目標値	備考
障がい福祉サービス等の 質を向上するための取組 に係る体制の構築	－	1 か所	R5 末までに体制確保 (比企地域自立支援協議会において準備中)

第2章 指定障がい福祉サービス、指定通所支援等の見込量

前期計画の実績を踏まえ、令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間について各年度における見込量を設定します。

訪問系サービス	○居宅介護（ホームヘルプ） ○重度訪問介護 ○行動援護 ○同行援護 ○重度障がい者等包括支援
日中活動系サービス	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援A型（雇用型） ○就労継続支援B型（非雇用型） ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（ショートステイ）福祉型・医療型
居住・施設系サービス	○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援
相談支援	○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援
障がい児支援	○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○障がい児相談支援
発達障がい者に対する支援	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
相談支援体制の充実・強化のための取組	
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	

1 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

③行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

④同行援護

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。

⑤重度障がい者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	実利用者数 （人/月）	計画値	36	38	40
		実績値	40	42	39
行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援	サービス量 （時間/月）	計画値	756	798	840
		実績値	641	674	611

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	利用者数 （人/月）	計画値	42	44	46
行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援	サービス量 （時間/月）	計画値	683	715	747

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
生活介護	実利用者数 (人/月)	計画値	54	55	56
		実績値	58	57	58
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,188	1,210	1,232
		実績値	1,069	1,081	1,128

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	59	60	61
	サービス量 (人日/月)	計画値	1,298	1,320	1,342

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
自立訓練（機能訓練）	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 （人/月）	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	2
	サービス量 （人日/月）	計画値	44	44	44
		実績値	2	2	39

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
自立訓練（生活訓練）	利用者数 （人/月）	計画値	2	2	2
	サービス量 （人日/月）	計画値	44	44	44

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
就労移行支援	実利用者数 （人/月）	計画値	10	11	12
		実績値	8	15	6
	サービス量 （人日/月）	計画値	220	242	264
		実績値	111	124	96

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
就労移行支援	利用者数 （人/月）	計画値	15	16	17
	サービス量 （人日/月）	計画値	330	352	374

(5) 就労継続支援 A 型（雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を行い、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
就労継続支援 A 型	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	4	3	3
	サービス量 (人日/月)	計画値	22	22	22
		実績値	56	41	61

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
就労継続支援 A 型	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
	サービス量 (人日/月)	計画値	66	66	66

(6) 就労継続支援 B 型（非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばず、授産的な活動を行うために、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
就労継続支援 B 型	実利用者数 (人/月)	計画値	28	29	30
		実績値	43	45	49
	サービス量 (人日/月)	計画値	616	638	660
		実績値	580	633	685

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
就労継続支援 B 型	利用者数 (人/月)	計画値	51	53	55
	サービス量 (人日/月)	計画値	714	742	770

(7) 就労定着支援

就労している障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
就労定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	3	4	5

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
療養介護	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
療養介護	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(9) 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
短期入所（福祉型）	実利用者数 （人/月）	計画値	50	51	52
		実績値	37	37	31
	サービス量 （人日/月）	計画値	400	408	416
		実績値	199	232	212

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
短期入所（福祉型）	利用者数 （人/月）	計画値	37	38	39
	サービス量 （人日/月）	計画値	222	228	234

【第5期実績】

			H30	H31	R2
短期入所（医療型）	実利用者数 （人/月）	計画値			
		実績値	0	0	0
	サービス量 （人日/月）	計画値			
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
短期入所（医療型）	利用者数 （人/月）	計画値	1	1	1
	サービス量 （人日/月）	計画値	6	6	6

3 居住・施設系サービス

(1) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な訪問による助言や医療機関との調整及び相談等を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	計画値	7	7	7
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

令和5年度中に、町内に共同生活援助事業所が新設される計画があることから、令和5年度の利用者数の増加を見込んでおります。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	計画値	14	15	16
		実績値	17	16	14

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
共同生活援助	利用者数 (人/月)	計画値	15	16	20

(3) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	計画値	19	18	18
		実績値	16	16	14

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
施設入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	14	14	14

4 相談支援

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	計画値	120	130	140
		実績値	137	137	139

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数 (人/月)	計画値	140	142	144

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
地域移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
地域定着支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

5 障がい児支援

(1) 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	5	5	5
		実績値	9	11	13
	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	61	94	78

※R2は8月末実績

【【第6期見込み】】

			R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	15	17	19
	サービス量 (人日/月)	計画値	120	136	152

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	8	8	8

(3) 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	計画値	25	30	35
		実績値	23	25	25
	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	264	270	266

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	計画値	26	27	28
	サービス量 (人日/月)	計画値	286	297	308

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	2	2	2
	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	1	1	1

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	計画値	3	4	5
	サービス量 (人日/月)	計画値	3	4	5

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第2章 指定障がい福祉サービス等の見込量

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	サービス量 (人日/月)	計画値			
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
	サービス量 (人日/月)	計画値	8	8	8

(6) 福祉型児童入所支援

障がい児の保護のほか、自立に向けての日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与を目的として支援を行います。

【第6期見込】

			R3	R4	R5
福祉型児童入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(7) 医療型児童入所支援

福祉型児童入所施設で行う障がい児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリの提供など専門的な支援を行います。

【第6期見込】

			R3	R4	R5
福祉型児童入所支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1

(8) 障がい児相談支援

障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障がい児支援利用計画」を作成するサービスです。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
障がい児相談支援	実利用者数 (人/月)	計画値	30	35	40
		実績値	30	30	30

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
障がい児相談支援	利用者数 (人/月)	計画値	31	32	33

6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

【第6期見込み】

		R3	R4	R5	備考
児童発達支援センターの設置 (か所)	計画値	-	-	1	近隣市町村との共同設置に向け準備中
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	計画値	-	-	1	県の研修事業等を活用し、参加を促進いたします。
ペアレントメンターの人数	計画値	-	-	1	県の研修事業等を活用し、参加を促進いたします。
ピアサポートの活動への参加人数	計画値	-	-	1	県の研修事業等を活用し、参加を促進いたします。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」※の構築を目指します。

※「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」は、高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

【第6期見込み】

		R3	R4	R5	備考
協議の場の開催回数	計画値	-	-	-	比企地域自立支援協議会にて構築に向け準備中
協議の場への関係者の参加者数	計画値	-	-	-	
協議の場における目標設定および評価の実施回数	計画値	-	-	-	
精神障がい者の地域移行支援 (人／月)	計画値	-	-	1	令和元年度における地域移行支援を利用した人数と同数
精神障がい者の地域定着支援 (人／月)	計画値	-	-	1	令和元年度における地域移行支援を利用した人数と同数

		R3	R4	R5	備考
精神障がい者の共同生活援助 (人／月)	計画値	-	-	4	令和元年度における共同生活援助利用者のうち、精神障がいのある者の人数と同数
精神障がい者の自立生活援助 (人／月)	計画値	-	-	1	令和元年度における地域移行支援を利用した人数と同数

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいのある方が安心して暮らしていけるよう相談支援体制を充実・強化します。

【第6期見込み】

		R3	R4	R5	備考
専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	計画値	-	-	-	比企地域自立支援協議会にて構築に向け準備中
相談支援事業者に対する指導・助言件数	計画値	-	-	-	
人材育成の支援件数	計画値	-	-	-	
連携強化の取組の実施回数	計画値	-	-	-	

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

サービスを受ける人の立場に立った良質かつ適切なサービスが提供されるよう、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

【第6期見込み】

		R3	R4	R5	備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	計画値	-	-	-	比企地域自立支援協議会にて構築に向け準備中
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	計画値	-	-	-	
指導監査結果の関係市町村との共有	計画値	-	-	-	
県が実施する研修への参加人数	計画値	1	1	1	県の研修事業等を活用し、参加を推進いたします。

第3章 地域生活支援事業の見込量

前期計画の実績を踏まえ、令和5年度に向けて、令和3年度から令和5年度の3年間について各年度における見込量を設定します。

地域生活支援事業	○理解の促進・啓発事業 ○自発的活動支援事業 ○相談支援事業 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 ○居住入居等支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター機能強化事業 【任意事業】 ◎日中一時支援事業 ◎訪問入浴サービス事業 ◎スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ◎自動車運転免許取得費助成事業 ◎自動車改造助成事業 ◎寝具乾燥車派遣事業
----------	---

1 理解の促進・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。障がい者への理解を深めるための広報を行っています。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業。防災カード登録などを実施しています。

3 相談支援事業

(1) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービス利用の支援等を行う事業。川島町では、町外にある3事業所に相談支援事業を委託し、障がい者相談支援事業を実施しています。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行う事業。平成27年度より、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しています。

(3) 居住入居等支援事業

障がい者が施設や病院を退院して、一般住宅に入居する際に、保証人がいないことや障がい者であることで入居先がなかなか決まらない場合に、家主へ受け入れに関する相談や助言を行い、入居に必要な調整などの支援を行う事業。現在、利用者はいない状況となっています。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
居住入居等支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
居住入居等支援事業	利用件数	計画値	1	1	1

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がい・精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	利用件数	計画値	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援する事業です。川島町社会福祉協議会にて実施しています。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
成年後見制度法人後見支援事業	利用件数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
成年後見制度法人後見支援事業	利用件数	計画値	1	1	1

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。川島町で行われる事業等で手話通訳者の派遣を行っています。要約筆記は利用がない状況となっています。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
手話通訳者・要約筆記派遣事業	利用件数 (件／月)	計画値	7	7	7
		実績値	5	5	5
手話通訳者設置事業		計画値	-	-	-

※R2 は見込値

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記派遣事業	利用件数 (件／月)	計画値	7	7	7
		実績値	-	-	-
手話通訳者設置事業		計画値	-	-	-

7 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業。排泄管理支援用具については利用件数が多い状況です。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
介護・訓練支援用具	利用件数 (件／年)	実績値	3	1	2
自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	実績値	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用件数 (件／年)	実績値	2	3	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	実績値	0	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件／年)	実績値	416	413	415
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件／年)	実績値	2	2	1

※R2 は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	利用件数 (件／年)	計画値	2	2	2
自立生活支援用具	利用件数 (件／年)	計画値	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用件数 (件／年)	計画値	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件／年)	計画値	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数 (件／年)	計画値	420	420	420
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件／年)	計画値	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。町における手話教室の開催又は近隣市町村との共同による研修事業を整備いたします。

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業。登録事業所は9箇所、うち1箇所が町内となっています。利用者は減少傾向にありますが、1人あたりのサービス支給量は増加傾向にあります。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
移動支援事業	実利用者数 (人／月)	計画値	50	51	52
		実績値	36	36	30
	サービス量 (人日／月)	計画値	350	370	390
		実績値	347	254	138

※R2は8月末実績

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
移動支援事業	利用者数 (人／月)	計画値	35	35	35
	サービス量 (人日／月)	計画値	250	250	250

10 地域活動支援センター事業

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業です。地域活動支援センター事業の事業所は町内になく、広域的な事業所が2か所となっています。

11 その他の事業

①日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

②訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

③スポーツ・レクリエーション教室開催事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催する事業です。

④自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業です。

⑤自動車改造助成事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

⑥寝具乾燥車派遣事業

障がいのある人の居宅に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等の乾燥消毒を行う事業です。

【第5期実績】

			H30	H31	R2
日中一時支援事業	利用件数 (件／年)	実績値	3	2	2
訪問入浴サービス事業	利用件数 (件／年)	実績値	0	0	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	利用件数 (件／年)	実績値	49	48	48
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件／年)	実績値	0	0	0
自動車改造助成事業	利用件数 (件／年)	実績値	0	1	1
寝具乾燥者派遣事業	利用件数 (件／年)	実績値	3	1	1

※R2は8月末実績

第3部 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

第3章 地域生活支援事業の見込量

【第6期見込み】

			R3	R4	R5
日中一時支援事業	利用件数 (件／年)	計画値	3	3	3
訪問入浴サービス事業	利用件数 (件／年)	計画値	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	利用件数 (件／年)	計画値	50	50	50
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数 (件／年)	計画値	1	1	1
自動車改造助成事業	利用件数 (件／年)	計画値	1	1	1
寝具乾燥者派遣事業	利用件数 (件／年)	計画値	2	2	2

第4部

計画の推進

第4部 計画の推進

第1章 各主体の役割

この計画を推進するにあたっては、障がい及び障がい者問題について社会的関心を高めていくとともに、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要になっています。

(1) 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

特に、障がい者を取り巻く環境整備や、障がい特性の理解が求められていることから、地域社会との交流機会の充実を促進することが望まれています。

(2) 学校

障がいのある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

そのためには、障がいのない児童生徒が障がいのある児童生徒への正しい理解と認識を深めることが重要です。教育に携わる者の福祉意識の向上を図り、広くノーマライゼーションの理解を深めることが求められます。

(3) 団体

障がい者関係団体などの役割は、障がい者やその家庭の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

(4) 企業

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適正と能力に応じた、障がいのない人と共に生きがいをもって働けるような職場作りが望まれています。障がい者が継続して働き続けるためには、障がいに対する職場の理解やサポートが必要不可欠です。

さらに、企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

(5) 行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障がい者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、行財政の効率的な運営と執行体制を整備することが重要です。障がい者福祉に関する情報発信を行い、当事者や障がい者を支える家族などのニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていきます。

第2章 計画の周知

本計画に基づく事業・施策を町民の理解を得ながら推進するため、計画の趣旨や施策、事業実施状況等について、町のホームページ等を通じて広く周知を図ります。

また、必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続きなどの情報を、今後も町の広報やパンフレット、ホームページ、SNS及び事業所や関係機関等との連携により周知を図ります。

第3章 計画の推進

(1) 推進基盤の整備

ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援いたします。障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、障がいに対する差別解消や障がい特性の理解の獲得に努めます。

福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

(2) 連携・協力の推進

①関係機関の連携・協力

保健・医療・福祉の分野を中心に、教育や就労など、障がいのある方の自立生活に関連の深い分野との連携を図り、地域、障がい者団体、ボランティア団体等の多様な活動主体の協働によるサービス提供を行う仕組みの構築を進め、サービスの充実に努めます。

②国・県・近隣市町村との連携・協力

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り市町村との連携を図るとともに、国・県の障がい福祉計画に掲げられた事業を効果的に活用するなど、適切な役割分担を通し、国、県及びその他関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

③事業者との連携・協力

相談支援事業をはじめ、福祉行政に関わりのある各事業者との情報交換及び連携を強化し、個別相談から要支援者の早期発見、福祉行政のニーズの把握をすることにより、効率的かつ効果的事業の遂行に努めます。

第4章 目標達成状況の評価

町は、各目標値、サービスの見込み量については、必要に応じてその実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。また、平成31年度に川島町障害福祉サービス等支給決定基準を作成いたしました。サービス量の適正化を図り、給付事業についても町民ニーズを把握し、必要なサービスの検討を行っていきます。

なお、町は障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

・PDCAサイクルによる見直しの必要性

本計画は、障がい者等の生活に必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その目標達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取り組みを進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、定期的に進捗状況を分析・評価し、課題に対して、随時対応していくこととします。進捗状況の分析・評価につきましては、町民アンケートの結果や川島町障害福祉計画等策定委員の意見をもって行います。

■PDCAサイクルのイメージ図

